

平成25年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成25年 3月1日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田真規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄
代表監査委員	辰巳忠次		

---

## 1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 予算決算常任委員長報告について
- 日 程 7. 報告第 1 号 監査結果報告について
- 日 程 8. 議案第 1 号 斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 日 程 9. 議案第 2 号 斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例について
- 日 程 10. 議案第 3 号 斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日 程 11. 議案第 4 号 斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日 程 12. 議案第 5 号 斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日 程 13. 議案第 6 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 14. 議案第 7 号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日 程 15. 議案第 8 号 平成 24 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日 程 16. 議案第 9 号 平成 24 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日 程 17. 議案第 10 号 平成 24 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日 程 18. 議案第 11 号 平成 24 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日 程 19. 議案第 12 号 平成 25 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日 程 20. 議案第 13 号 平成 25 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

- 日 程 2 1 . 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
- 日 程 2 2 . 議案第 1 5 号 平成 2 5 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
- 日 程 2 3 . 議案第 1 6 号 平成 2 5 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日 程 2 4 . 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日 程 2 5 . 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日 程 2 6 . 議案第 1 9 号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について
- 日 程 2 7 . 議案第 2 0 号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について
- 日 程 2 8 . 議案第 2 1 号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について
- 日 程 2 9 . 同意第 1 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて
- 日 程 3 0 . 同意第 2 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 1）
- 日 程 3 1 . 同意第 3 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 2）
- 日 程 3 2 . 同意第 4 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 3）
- 日 程 3 3 . 同意第 5 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 4）
- 日 程 3 4 . 同意第 6 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 5）
- 日 程 3 5 . 同意第 7 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 6）
- 日 程 3 6 . 同意第 8 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 7）
- 日 程 3 7 . 陳情第 1 号 速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書を採択することの請願について
- 日 程 3 8 . 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

日 程 39. 報告第 3号 議会の委任による町長専決処分の報告について  
(平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)に  
ついて)

日 程 40. 報告第 4号 平成25年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につ  
いて

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、平成25年第1回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成25年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせのうえご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例についてなど、33議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、去る1月29日から2月4日まで5日間にわたり、辰巳、中川両監査委員には、平成24年度の定期監査を実施していただきましたところではありますが、終始、熱心かつ冷静な監査を賜り、ここに深く感謝を申し上げる次第であります。本日、その結果をご報告いただくことになってはいますが、よろしくお願いを申し上げます。

また、今月28日をもって退任される辰巳監査委員におかれましては、平成13年3月より3期12年の長きに渡り、公正不偏の立場から厳正な監査を実施していただきました。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

なお、平成25年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、13番、里川議員、14番、木澤議員を指名いたします。両議員には会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日から3月25日までの25日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から3月25日までの25日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。平成24年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての、審査結果の報告を求めます。1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長（宮崎和彦君） それでは、2月18日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、提出予定議案及び継続審査案件、委員会所管にかかる事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、継続審査、1. 都市基盤整備事業について、公共下水道事業に関することについてを議題としました。24年度の下水道工事進捗状況、公共下水道接続申請状況、融資あっせん利用数、浄化槽雨水貯留施設への転用申請について説明報告を受けました。委員より、2工区-11、12が、現在の進捗率で、あと1か月ほどで完了する見込みについての質疑があり、理事者より、去年の11月に発注して1月末現在の進捗率ですので、工程及び施工計画どおり進んでおり完了する予定であるということをお答えされました。委員より、私道敷の下水道について質疑があり、理事者より、現在私道敷の箇所について把握しておりませんが、町道路として町に移管していただくよう建設課のほうで働きかけていきたいと考えております、とのお答えがありました。委員より、事業計画区域外の北庄区域の計画区域編入について質疑があり、理事者より、集中浄化槽区域を優先的に編入させていって、あと人口密集地について編入したところであり、今後も普及率の拡大に向け、優先順位を効率的な整備を進め整備を図っていききたい、とのお答えがありました。委員より、目安幹線の家屋調査についての質疑があり、理事者より、工事の状況に応じて、影響範囲の調査、またクラックの写真等により所有者に説明しており、工事完了後に事後調査を行い、クラックの開き等を確認をし、補修を行います。補修を行った場合は、現在ほぼありませんでした。23年度、24年度につきましても、ありませんでした。委員より、許可区域245haについて質疑があり、理事者より一定のお答えがされました。

次に、都市計画道路の整備促進について議題といたしました。今年度のいかるがパークウェイの岩瀬橋付近の工事の契約不調により、これに伴い工事一時中断となるため、地元関係、学校等に7月工事再開の変更を自治会回覧等により、文書にて知らせました。岩瀬橋西詰から三室交差点までの地権者の方に道路計画案の概要について説明し、計画幅杭の設置可能な

範囲において、幅杭の設置作業が行われました。

次に、法隆寺線整備事業について、引き続き地権者との連絡をとり、マンション管理会社と店舗前駐車場の計画について取りまとめ、地権者と協議させていただき予定である、との説明報告がありました。委員より、駐車場の代替地場所、形態について質疑があり、理事者よりマンション西の公民館の駐車場で確保します、現在の国道からの進入は歩道を取りますが車の入口はなくなります、との答弁がありました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業について、前回の委員会以降進捗のないとこのことの報告がされました。委員より、質疑等はなく、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、3月定例議会提出予定議案について議題といたしました。

議案1、斑鳩町町道の構造技術的基準を定める条例についてを議題といたしました。地域の自主性・自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、道路法が改正されており、国の基準である政令、国土交通省令で定めている基準の一部について、市町村の道路管理が条例で定めることになり、新たに条例を定めるものである、と説明されました。委員より、以前の技術基準との数値の相違点について、現状の町道の改修について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2番目に、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてを議題といたしました。現在の指定管理者である一般社団法人斑鳩町観光協会を引き続き平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間指定したいと考えているものであると説明されました。委員より、指定管理者の指定方法について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、3番、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者について議題といたしました。現在の指定管理者である一般社団法人斑鳩町観光協会を引き続き平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間指定したいと考えているものであると説明されました。委員より、観光駐車場の駐車料金について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上、3月定例議会に付議がされている議案について説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項について議題といたしました。

1つ目、奈良県事務処理の特例に関する条例による移譲事務について説明報告されました。委員より、県の事務作業の補助金と許可、人的支援について、特定路外駐車場についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2つ目、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について報告されました。委員

より、中宮寺前のポケットパークの整備について、国の補助金について、質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

3番目、平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について報告されました。質疑等はありませんでした。

4番目に議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）と5番目の議会の委任による町長専決処分報告について（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）は関連するもので、一括して説明報告されました。委員より、損害賠償の内容について、専決処分の日付について、8月の事故報告について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

6番目、斑鳩町イノシシ等被害防止対策補助金交付要綱について、説明報告されました。委員より、補助金の対象について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

7番目、一般国道25号斑鳩町歩道整備設置事業について説明報告されました。質疑等はありませんでした。

8番目、平成25年度新規事業について説明報告されました。質疑等はありませんでした。斑鳩町風致地区内等における違反行為等に関する事務処理要綱案を作成しましたので、提出しておりますとの報告がありました。質疑等はありませんでした。

以上で、各課報告事項は終わりました。

4番目として、次に、その他について、委員より、法隆寺駅南口からいかるがホール北側までの道路について、松くい虫対策について、龍田神社前の国道25号交差点の拡幅についての質疑、意見等がありましたが理事者より一定の答弁がされました。

以上が、閉会中における当委員会に関わります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会、委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、小林委員長。

○厚生常任委員長（小林 誠君） それでは、去る2月19日全委員出席のもと厚生常任委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

まず初めに継続審査である、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについ



て報告を求めたところ、1つとして、昨年末のゴミ持ち込み状況について、衛生処理場での焼却処理廃止に伴い、12月29日から30日までは斑鳩町役場東駐車場で、31日、大晦日については役場東駐車場に加え、生き生きプラザ斑鳩の駐車場、三井観光自動車駐車場の3か所で行った持込対応の状況について。

2つとして、平成25年度からのごみ収集体制の一部見直しについて、平成25年度より、町全域の可燃ごみ収集を有限会社清水環境開発に業務委託し、町が、これまで行ってきた可燃ごみ収集業務分を、生ごみのほか、他のごみ・資源物収集の充実に回す計画をしていることについて。なお、合特法に基づく平成26年度以降についての対応は、平成25年度中に、平成22年度から23年度の下水道接続に伴う経営状況を確認するなかで、代替業務の提供を考えているとの報告を受けました。委員より、ごみ収集車の事故対応についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

以上、継続審査について報告を受け、一定の審査を行い終わりました。

次に3月定例会の付議予定議案について。(1)斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例について、平成24年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことから、同法に基づき斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することの説明を受けました。議長より、同条例の消防団長の役割と権限について質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

次に、(2)斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、あわ保育園の会議室及び調理室の保育室への改修に伴い、受け入れ児童の増加が図れたことから、同保育園の入所定員について、本条例において所要の改正を行うことの説明を受けました。委員より、1つとして待機児童について、2つとして保育士の確保についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

以上、付議予定議案についてあらかじめ報告を受け、一定の審査を行い終わりました。

次に各課報告事項について。(1)母子保健法に基づく措置に関する規則について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、母子保健法の一部が改正されたことから、本町が行う未熟児の訪問指導、養育医療の事務についても本規則を制定することの報告を受けました。委員より、低体重児の届け出件数等についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、(2)斑鳩町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱について、住宅用太陽光発電システムを設置、または設置された住宅を購入された住民に対し、その費用の一部を

補助することにより、再生可能エネルギー利用の普及促進を図り、地球温暖化対策を推進していく旨の報告を受けました。委員より、1つとして、風致地区内での設置について、2つとして、共同住宅の取り扱いについて等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、(3) 斑鳩町妊婦一般健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱について、妊婦の歯周病は、早産や低出生体重児の危険性が高まることから、これらを予防し、安心して出産に臨むことができるよう、妊婦一般健康診査に歯周疾患検診を加えるための本要綱について所要の改正を行うものであるとの報告を受けました。

次に、(4) 斑鳩町国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施要綱の一部を改正する要綱について、この要綱の改正は、特定健康診査の検査項目に、従来の追加項目であった貧血検査及び心電図検査を基本項目に加えることの報告でした。委員より、1つとして、特定健診・特定保健指導の実施率について。2つとして、後期高齢者支援金に加算・減算のペナルティについての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、(5) 家庭生ごみ減量化の促進に関する奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について。家庭における自家処理は、環境面・ごみ処理費用の面から見ても、有効な手段であり、今後、脱焼却・脱埋立を目指すゼロ・ウェイストを推進するためにも、住民の方々に処理方法の選択肢を広げることが不可欠であることから、補助限度額の引き上げや、交付の制限を緩和するなど、所要の改正を行うことの報告を受けました。

次に、(6) 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)、住民生活部所管に関するものについての報告を受け、委員よりの質疑として、1つ、社会資本整備総合交付金を受け実施する耐震診断について、2つとして、自立支援法に関するシステム改修に係る補助金について、3つとして、一般事務費の交付税算入について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

次に、(7) 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について報告を受けました。なお、国民健康保険の広域化の取組みについては、県の動向も踏まえ、次回の3月の委員会で報告を受けることとなっております。

次に、(8) 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、県の財政安定化基金交付金の受け入れに関する増額と、介護認定ソフト更新に係る事務経費に関する増額についての補正であるとの説明を受けました。

次に、(9) 斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業について、前委員会で、事業

概要についての報告がありましたが、今回は4月からの実施に向け、運行コース、運行時刻、各地区の停留所や周知方法などについて報告を受けました。委員より、1つとして、運行コースについて、2つとして、コミュニティバスとの兼ね合いについて、3つとして、当該事業車の車のデザインや広告について、4つとして、停留所付近の事業所の宣伝について、5つとして、当該事業で使用される車の納車が間に合わない経緯について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

次に、(10)平成25年度新規事業等、平成25年度当初予算の概要に基づき、住民生活部所管に関する事業について報告を受けました。委員よりの質疑として、1つ、予防接種等の交付税算入について、2つ、広域7町とそれ以外の区域での予防接種について、3つとして、新生児訪問について、4つとして、衛生処理場解体工事に係るゴミ持ち込み方法について、5つとして、高齢者の優待券について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

次に、(11)あわ保育園の給食調理室の新設等、工事の現況と進捗率70%の報告を受けました。委員からは特段の質疑はなく、以上で各課報告事項についても終わりました。

次に、その他について委員より質疑をお受けしたところ、1つ、介護認定から介護サービスを受ける際の手続きについての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

以上が、閉会中に開催いたしました厚生常任委員会の概要です。なお、詳細につきましては、会議録をご覧くださいませよう、よろしくお申しあげます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

5番、伴委員長。

○総務常任委員長（伴 吉晴君） 2月20日、全委員出席のもと、総務常任委員会を開き、閉会中における継続審査案件及び総務常任委員会所管にかかる事案について報告説明を受け、必要な審査・質疑を行いましたので、その概要について報告させていただきます。

まず、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、初めに理事者より斑鳩文化財センターの運営について説明がなされ、2月10日から3月17日までを会期として、小田原市との法隆寺ゆかりの都市文化交流協定の締結一周年を記念した、小田原市交流展「小田原市北条氏五代100年の興亡」を開催しており、2月10日の午後には小田原市・北条氏にかかる講演とシンポジウムを開催したところ、約250名の方々に参加していただき、小田原市の歴史に関する理解を深めていただ

けたものと考えている。また、1月24日には文化財センター運営委員会を開催し、今年度の入館者の状況を報告するとともに、来年度の企画展などの開催について意見を賜ったと報告を受けました。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。引き続き保存整備にかかる基本設計書の作成を進めているところであり、排水計画やその水路の整備方法について、地元の土地改良区の了解が得られたことから、その排水計画による流量計算など諸資料を整理しており、整次第、地元自治会での説明会を開催したいと報告がありました。

以上が、継続審査案件に関する概要であります。

続きまして、3月定例会の付議予定議案について、当委員会所管にかかわる事案について説明がなされました。

まず初めに、斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、本廃止条例案は、町の公共施設等の整備事業資金に充てるため設置していた当該基金について、斑鳩町開発指導要綱に基づく施設協力費をもって積み立てていたが、平成16年4月にこの施設協力費を廃止していることから、本条例を廃止させていただきたいと説明がありました。委員より、今日までこの条例を残してきた理由について、基金の残高についての質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

続きまして、斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、本条例案は、斑鳩町土地開発公社の解散に伴い、本町に帰属する当該公社の残余財産2,234万6,107円のうち、2,200万円を斑鳩町土地開発基金に積み立て、現在の土地開発基金条例第2条に規定する基金の額、約7億2,200万円を7億4,400万円とするため、本条例において改正するものとの説明がありました。

次に、斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、本廃止条例案は、都市計画税の全部又は一部を積み立てにより設置していた都市計画整備基金について、下水道事業などの都市計画事業の進展により、都市計画税の総額が当該年度の都市計画事業に充てられることから、本条例を廃止させていただきたいと要旨をもって説明がありました。委員より、今回廃止することによる将来的な影響についての質疑があり、理事者から公共下水道事業の将来的推計からも全ての都市計画税が充当していけるので本条例を廃止させていただきたいと答弁がなされました。

次に、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、平成24年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年4月1日に施行されたことから、同法による改正内容のうち、平成25年度以降に適用

となるものについて改正するものであり、内容は年金所得者が寡ふ控除を受けようとする場合の個人住民税申告書の提出を不要とする改正と、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を条例で規定するための改正を行うと説明がありました。委員より、寡ふ控除については申請が簡素化されるのは良いが、申請が漏れることはないのかと質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、指定する団体として現在の指定管理者である公益財団法人斑鳩町文化振興財団を引き続き指定し、指定の期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間を考えていると説明がありました。委員より、この過去3年間の成果について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

以上が、3月定例会に付議が予定されている事案についての概要であります。

続きまして、各課報告事項であります。

はじめに、斑鳩町地域公共交通会議設置要綱についての報告があり、内容としては住民の日常生活の利便性を向上させ、斑鳩町に適した公共交通を検討するとともに、交通計画の作成・実施に係る連絡・調整等を目的として、地域公共交通会議を設置するにあたり、必要な事項を定めるため、本要綱を制定する。また、この公共交通会議は、国からの補助金等の補助対象事業となるものであり、町からの負担金と国からの補助金等をもって歳入とし、運営すると報告がありました。委員より、今後のスケジュールについて、委員の構成について、委員の報酬が無償になっているのに、今年度の予算が870万7,000円になっているが、なぜか等の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

続きまして、斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業について報告を受け、委員より一定の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、斑鳩町防犯灯設置補助金交付要綱の全部を改正する要綱について、防犯灯1灯あたり設置補助金限度額を3万5千円から4万8千円に引き上げることでLED防犯灯16Wまではほぼ全額を補助できると考えている。また、今までLED防犯灯に切り替える場合、1自治会1年あたり2灯までとなっていたが、改正後は設置申請灯数制限を設けないこと。LED防犯灯にすることで電気代が1灯あたり現在の補助額1,500円でほぼカバーでき、負担を軽減できると考えていると報告がありました。委員より、町内の自治会管理の防犯灯が約2,300灯あり、それを全部取り替え申請が出てきた場合、約8千万円の費用がかかるが、それでも推進しようと考えているのか等の質疑があり、理事者より、すべて申請がなされても、財源手当をして対応していくと答弁がなされました。

次に、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、地域

における交流の場の確保が求められていることから、地域集会所を有していない自治会が建物等を借りて自治会活動を行う場合の賃借料について補助金を交付することとし、補助率は3分の2、補助金限度額は月額2万円とするもので、この要綱の施行期日は平成25年4月1日からとなっているが、経過措置として、6月末までの間に集会所施設整備計画書を提出できるようにすると報告がありました。委員より、自治会で、公民館を利用して会議をする場合や、建物等となっているが借地料も補助対象になるのか等の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館の利用について、本年4月1日の開館に向け工事を進めており、現在の進捗率は93%という状況になっており、運営について利用の手引きをもって報告がありました。

委員より、消防コミュニティセンターの運用と違う点について質疑があり、理事者から、コミュニティセンターは予約の受付期間が前月となっているが、今回の地域交流館は前々月となっていることや受付時間が午前8時から午前11時までとなっているところが違う点となっていると答弁がなされました。

その他の報告として、退職手当の支給水準引き下げについて、臨時職員の賃金の改定について、斑鳩町土地開発公社解散に伴う清算について、第4次斑鳩町行政改革大綱について、奈良県事務処理の特例に関する条例による移譲事務について、学校調理・洗浄業務の委託について、インフルエンザに伴う学級閉鎖について、学校における民事調停の申し立てについて、学校における体罰についての調査について、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算について、平成25年度新規事業等について、斑鳩町役場庁舎で使用する電気調達の入札について各報告がありました。

委員より、各報告について一定の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査内容についての概要報告であります。なお、詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程6、予算決算常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における予算決算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。11番、飯高委員長。

○予算決算常任委員長（飯高昭二君） それでは、去る2月21日、木曜、全委員出席のもと予算決算常任委員会を開催させていただきましたので、ご報告をいたします。

初めに、各課報告事項についてを議題として、（1）議会の委任による町長専決処分の報

告について、損害賠償の額の決定について、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についての報告を受けました。

平成24年8月2日、午前8時30分ごろ、興留8丁目地内の町道425-3号線において、道路の一部に陥没があり、その陥没箇所につまずき、左足骨折という被害を与えたものです。この事故により相手方の治療代金等といたしまして、30万7,240円となりますが、町過失割合が70%で21万5,068円の賠償を行うことで、平成24年12月21日に示談が成したことから、この損害賠償の決定に伴い、今回の補正予算の額についても、同日付けで専決処分をさせていただきたいということです。なお当議案につきましては、3月の定例議会でご報告させていただく予定をしているとの報告がありました。

委員より、事故の交渉における担当者と過失割合の決定について、自治会における住民の見回り等協力体制について、道路管理の予防保全と今後の道路管理計画についての質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、2. 継続審査、（1）予算補正を必要とする事務事業についてを議題とし3月定例会に提案を予定されております一般会計及び各特別会計にかかる補正予算について、あらかじめ説明を受けました。

まず初めに、①平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、企画財政課長から説明を受けました。今回の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,278万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ91億7,554万3千円とするものです。

委員から、今後の公共施設における耐震化計画の提示に関しての要望について、建物の耐震診断や溜池の整備などの期間とその背景について、繰越明許費に計上されている地域防災計画の状況についてなどの質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、②平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について説明を受けました。今回の補正予算については、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定と、この確定に伴います国庫・県支出金の補正、そして今回の予算補正において生じた財源を歳入欠かん補てん収入に充当する補正となっており、今回の補正は歳入のみの補正で、歳入歳出予算の総額は、補正前と同額の36億3,706万4千円となっています。委員からは、特段の質疑がありませんでした。

次に、③平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を受けました。今回の補正では、既定の歳入歳出予算の総額から1,916万4千円を減額し、

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ13億5,849万6千円とするものです。委員より、管渠等新設改良費の減額とその事業の関係について質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、④平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明を受けました。今回の補正の内容は、県の財政安定化基金交付金の繰り入れに関する増額と、介護認定ソフト更新に係る事務経費に関する増額について、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,680万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ19億215万9千円とするものです。委員からは、財政安定化基金の国の取り崩し分の使途について質疑があり、一定の答弁がされております。

以上、継続審査について報告を受けて、一定の審査を行いました。

次に、その他について質疑をお受けしたところ委員より、幸前自治会の新公民館の関係について質疑があり、一定の答弁がされております。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要です。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程7、報告第1号、監査結果報告についてを議題といたします。

辰巳代表監査委員の報告を求めます。辰巳代表監査委員。

○代表監査委員（辰巳忠次君） それでは、平成24年度の定期監査の結果について報告をさせていただきます。

既にお手元にお持ちであります定期監査結果報告書のとおりでございますが、少し説明を加えた点に絞りまして補足をしていきたいと思っております。

定期監査結果報告、まず2ページから3ページでございますが、監査の概要、監査の実施期間、監査の実施者、監査対象、それから監査目的、着眼点及び監査手続でございますが、これはもう記載のとおりでございますが、特に説明をすることはないだろうと思っております。

次に、3ページの真ん中以下でございますが、まず監査の結果でございますが、予算の執行の状況及び事業の管理の状況でございます。記載のとおり監査の結果は、予算の財務事務は適正に執行されております。また、事業の管理も適正に行われているというふうに認められました。なお、帳票類等に関します会計組織についても、整理運用が適正に行われていまして、正確に計算が行われているというふうに認められました。



それから少し飛びますが、16ページに財産の管理状況、真ん中の下でございまして、についても意見を申し上げておるのですが、財産の管理状況につきましてもおおむね適正に処理されているというふうに認められました。

以上が監査の結果の総合意見でございます。

3ページの下段のところからは、一般会計それから特別会計に関します執行の状況でございますが、読んでいただいたらおわかりになると思うんですが、少しだけちょっと補足をしておきます。

一般会計でございますが、歳入歳出とも執行率が記載のとおり下がっております。これは主な歳入でございます町税あるいはその他の税収、地方交付税、国庫支出金、県支出金、こうした大口の歳入が全て執行率が下がっているということでありまして、特に財政管理上の問題があつて下がっているのではありませんので何の問題もないだろうと思ひますが、その理由は、町税はこの一部納期が12月が1月に変わったものがある、あるいは年末の金融機関の休日が早く始まつたということで、12月に本来入るべき税収が1月に繰り下がつてしまつたりしておるといふような状況だろうと思ひます。1月末現在では、ほぼ前年度並みに近い収納率に戻つておりまして、特に問題はないと思ひます。それから、地方交付税でありますとかあるいは国庫支出金、県支出金、この辺は国の予算の執行でありまして、当町のほうでどうすることもできない問題です。これは国会の関係か何かから執行がことしは大分おくれたのではないかとこのように思ひます。

それから、毎度申し上げておりますが、6ページに町営住宅の使用料収入について少し触れておりますが、大口で長期に滞納があつた家賃、1月現在で全て一部が不納欠損処理もいたしました、解消されまして、長年、住宅家賃のそういった滞納があるというふうに申し上げてきたんですが、大幅に減りましたために滞納の件数も滞納金額も全てごくわずかに戻りました。大変改善された良好な状況に戻つております。

それから、9ページ以下の歳出の状況でございますが、この辺は記載のとおりでございます。お読みいただければわかると思ひますので、説明は省略しておきたいと思ひます。

それから12ページ以下は特別会計の状況でございます。12ページ、(2)として、国民健康保険事業特別会計でございますが、この辺はここに記載のとおりでございますが、相変わらず歳入は減つてきておると、歳出はふえているといふような状況でございますが、歳入では国民健康保険税、調定額で前年度に比べまして1,334万円減になっている、また収入済額も3,308万9,000円、12月現在で前年度より減収になっている、執行率

は5.7ポイントのダウンということになっておりますが、これまあ収納率が下がっているような点は、先ほどの金融機関の年末の休日が早かったということも影響しておるかもわかりません。それから、歳出が全体で逆に5,822万9,000円、12月現在で増加しております。ただ、保険給付費は900万円ほど減にはなっておりますが、給付費にほぼ性質的に近い後期高齢者支援金並びに介護納付金、共同事業支出金、このあたりはかなり増加しております。そういったことで、歳入は相変わらず減っていく、そして歳出は増加していくような状態に変わりはありません。

国民保険事業特別会計につきましては、決算審査のときも何度もそういったことは申し上げたかと思うんですが、こうして赤字が続いて年々繰上充用額が膨らんでいくということですが、それも平成26年とお聞きしたのかな、県統一になるとかなんとかというふうなことをお聞きしておりますが、それはあくまでも保険税の賦課方式を県下統一にするというだけでありまして、保険事業そのものは、保険者は依然として町に変わりはないということのようであります。そうしますと、こうした赤字は現状で見ていく限り、ふえることはあっても減るようなことはあんまり考えられないのじゃないかと、そうしますといつも決算で申し上げてますように、国保は赤字がどんどん膨らんでいくために、お金は終始町全体1つで走ってますから、国保は国保独自に資金調達というか、金庫を持ってる、お金を持ってるわけではないです。全体が1つで走っておりますから、国保の赤字を埋めるために一般会計でそれだけお金を余計に持たないかんということで、毎年、一般会計の最終の繰越金が膨らんでいく、その分だけ。だから繰上充用というふうにはなっておりますが、国保で翌年の収入を繰り上げて使っている、どこもそうでありますので、他の会計の資金を流用して埋めあわせているわけでありまして、それをやると国保が赤字が続く限り一般会計はどんどんお金を余らせて、一般会計だけをみると非常にお金が余って、良好な財政状態だというふうに一見したら見えるわけですね。しかし、実際はこれ連結でそういうぐあいにして資金を合わせてますから、連結で見たらなるほど収支は均衡に近いようなことになるんですが、一般会計だけを言うておくとそんなことはない、お金はいっぱい余っておるということになります。財政健全化率などでは、国が決めた基準をクリアしておりまして楽勝に見えるわけですが、これは当町の場合も水道事業の黒字がある程度きいておりまして、それが逆に不透明にさせているということになっているんです。いずれこれ、赤字がずっと続いていくということになりますと、どこかでこれを一般会計から埋めないかん。そのときに一挙に埋めてしまうと、そのときにまたいびつな決算が出てしまう。あるいは、それで直接影響はないと思

いますが、古い時代とそのときの時代と世代間のそういった負担の公平的なものは余りみられないのか、そういったようなことも考えられる。しかし、通常、財政をさっと一見するのは大概一般会計だけで見ますから、一般会計だけを見ると非常にまあえらいお金が余っているとなるんですね、実態は違う。実際には、だから繰上充用が増加している、赤字が増加してる分だけ、その毎年の赤字の出てる分は、本来は一般会計がそれだけマイナスになっているんだよというのと同じような感覚で見ないといけないんですが、今の決算でいきますと決算書の情報も受けて、決算は何もその町でつくって町の内部で見てそれでいいというものはありません。これは住民であるとか、あるいはいろんなそういった外部の関係の方がそういった情報を見ていろいろなものを判断するんですから、情報が、錯覚するような情報は余り好ましくないということで、国保についてはそういった問題をいつも申し上げておりますが、あるかなど。

その次、13ページ以下、龍田財産区特別会計から、その後の後期高齢者医療特別会計、それから水道事業会計、この辺のところはお読みいただければ記載のとおりでございまして、特に申し上げることはないかと思えます。

それから、最後に16ページの下のところ、意見というふうに書いております。私も長年いろいろなことを申し上げてきました。ほとんどもう取り上げるようなことは何もなくなってきております。特におかしいことも問題があるというようなことも、不正があったとかそんなことも何もありませんが、わずかなところというのは、このことについてはこう感じますがどうでしょうかというようなことを少し書かせていただいております。

まず、17ページには受益者負担の私見と書いていますが、今後はもう少しこういった面を有償に考えていくべきじゃないかというふうなことをちょっと書いておりますが、17ページ全体、これは一般の財政理論的なことを書いてございまして、財政というのは、民主主義、資本主義、自由主義の国において営まれるようなシステムでございまして、制度が違う社会主義国あたりにいくと、財政によく似たものがあるようですが全然違う。なぜかという、自由主義社会はまったく競争は自由でありますから、そのまま走ると弱肉強食になって格差がどんどん拡大してくる。だから、それと、弱者は何も守られないという状況になります。自分の身の回りの安全だとか、あるいは教育を受けるとか、あるいは居住環境、あるいは裁きを受けると、そういったことはお金を持っている人だけになる。小学生でもわかる話なんです、そういうことなんです。だからそのために社会のバランスをとらなければならないから財政というものがあって、そうして強行的に、一方的にそうしたインフラを整備してい

く、いろんなことを社会全体の利益を守る、高めていく、そういったものなんですね。だから、その17ページの真ん中に書いておきましたように、防衛であるとか治安であるとか防災、河川、道路、教育環境、社会保障あるいは産業振興、こういった最低のものを整備していかなないと社会全体が高まっていかないといいものもあるし、長い間、高度経済成長が続きましたためか、いろいろな財政が豊かな時代がありまして、いろいろなサービスを提供しているというようなことがどんどん行方。その結果、いろんな種類の行政サービスが行われておりますので、そういった最低的なもの以外ものもいっぱい出てきておる。そうすると、本来は財政というのは丸公の経済と言われますが、公共経済、公官になじまない、一般の民間経済はそれだけの対価を払ったらそれだけの値打ちのものをサービスを受けるとか財をもらうことができる。以上のそういうことがあって取引が成立するんですが、財政というのは強行の原理、強制の原理でありまして、一方的にそのものを買うとか売るとかいうことになるんですが、その競争原理が働くようなサービス、例えば水道事業なんかもやっておりますが、これはある程度、受益者負担の原理がある程度入った事業ですね。公共料金であります。そういったいろんな幅の広い、片一方、受益者負担を当然とるべきようなサービスもあるし、当然ただでなければならぬようなサービス、だからある程度、そういった受益者がそれだけの自分の欲求を満たしたとか、あるいはそれで自分の事業が経費が少なくて済むとか、そういったようなものが少しであると、それはやっぱり受益者負担の視点を必ず取り入れていくべきではないか。そうしないと財政がもたない時代になってきている。

だから、今度新しいホールをお建てになりましたけど、これ維持費がかかるんですよ。光熱費がかかる、浄化槽の維持費がかかる、あるいは時々大修繕が回ってくる。全てこれを無料開放でしていかれるようなんですが、そういうものをつくるたびにそういったものが、負担がふえていく。だから、どこかでいろいろなサービスの中でそういう受益者負担をやっぱり多少してもらわないかんようなものについては、そういった視点を絶えず考えていく。しておられないというではありませんよ。そういうものをどんどんつくっていかれるから、例えばこの体育施設なんかもいろいろされて、住民が利用をするというふうになるんですけど、町民の方が健康のためにある程度無料に近いようにすべきでしょうけども、それ専門家がそれを利用する、あるいは体育館のところにテニスコートがあったりしますが、よく利用をいただいても年間の収入額、予算でみますと200万円余りぐらいなんですかな。ところが、あそこは借地でありまして借地料だけで300何万かかる。そういうふうな経費のほうが高くついているような事業がいっぱいある。それはそれでいいんだということ

は、それはそれでいいんでしょうね、ということになればそれでいいんでしょうけども、余りそんなもののサービスをすると民業としてテニスコートをやる人がおらないということになったり、何がええかというのは結論は出ませんが、そういったようなこともありますねということでございます。

それから、18ページ、有効性を高くという、これは有効性のない事業はないんですが、財産がどんどん乏しくなっていくということで、要するに有効性の高いものを、あらゆる種類の分野を非常に考えていくべきではないんでしょうかということ、ここでは、たまたま農業環境をちょっと書かせてもらっただけで、今の農業も当初、農業基盤整備で農道を整備したり、あるいは河川、農業用の水路を整備している。毎年、延長していかれて、農地はそれだけ生産性が上がるというような面もあるし、農業が非常に作業が楽になるというようなそういった効果はあるんでしょうけども、全体的に果たして大きな効果がある、公共事業をなさるとということで、そういう公共事業的な、景気対策的な効果はあるんでしょうけれども、果たして農家の所得がそれだけふえるかということ、必ずしも、これほとんど稲作、水稻栽培に関連するわけでありますから、年々米も安くなる。それ、直接には余り効果がない。今、日本の農業は何が問題かということ、TPPに反対だとか何とかいろんな意見も出ていますが、農業の体質の強化をしなければならない。果たしてそういうハード面だけやっているだけで農業の体質が強化されるのかどうかということ、必ずしもそうでもない。だから、要するに消費者は国際的に高い価格の農産物を購入しなければならない。生産者は逆にいろんなものをつくっているけれども、農家の所得はそんなに上がらない。そういったような、そのギャップを解消していくような効果を、うちはこの辺では近郊農業でありますから、消費者がいっぱい近くにいて。だからその辺をうまくつないで、消費者は安くてしかも良質の農産物を手に入れるということで、販売する農家はそういった流通ルートを通して販売しているけれども、そうすると所得が高くなる。そういったようなことを、どないしたらいいか、そんなことはわかりません。だからそういったフォーラム、農業団体関係とかあるいは農業のそういった大学の先生とかいろいろな研究者、そういった方を交えて、今のそういったものを、この辺の農家がお助かりになる、助かれるようないろいろな方途はないのか、そういったような農業政策もあってもええのではないかというようなことを申し上げて、というようなことがそこに書いてある内容です。何がいかんというようなことではありませんが、どうでしょうか。ずっと同じ事業、農道整備と水路整備だけをなさってますけどもどうでしょうかという。

それから、最後のところに競争原理、入札、これ前にも申し上げたかも知れませんが、あるいはまた、監査の現場で何度か申し上げたことがあるんですが、おかしな入札があるというわけではありません。入札をずっと見てますと色々な入札がありまして、そこに書いてありますように安い低入札があつて、失格者が1つの案件で2件も何件も出たというのがあったりしますが、逆にそこで私が言いますのは、ほぼ年間の落札率がある一定の線で上下ほとんど差がないというのがあったりして、仕事をとりようと思ったらその標準のラインからちょっと下の値段を。もう、うちは今度はええなというよりそれよりちょっと上げておくと仕事を取らないで済むといたらいかんけど、とらないこと。時々もうちょっと高いのとかずと低いものがあるのもいいんやと思う。ほんとはそれが自然やないかと思うんですが、それは入札の結果ですから、そんなもの出てこなかったらそれまでの話ですから。しかし言ってみたら、ずっと一年間通した結果、取らない業者もないことない、ほとんど皆さん平均して仕事をお取りになる。そうすると結局、この町の出す、種類によってですよ、工事の全体の発注量と、指名業者、施工業者のその工事施工能力とがバランスがとれていて、だから余計に取ったかて自分とこができないものはとらない、だから順番式に、順番式に均展していくんだと。それで果たして競争になるのかどうかという、そういった疑問がないのかなと。だから、これは悪いというわけではありません、結果ですからこれはやむを得ないことなんです。そういったことが、私としては感じますけれども、ということでございます。

以上が定期監査のところの結果で、引き続きまして、本年度の財政援助団体、財政援助団体の監査をいたしましたので、合わせましてちょっと報告をさせていただきますが、このほうも手元に皆様お持ちだと思いますが、援助団体等監査結果報告書でございますが、本年度の監査対象団体はその結果報告書の表紙にも書いてありますとおり、斑鳩町消防団、斑鳩町遺族会、斑鳩町老人クラブ連合会、こういったところの監査をさせていただきました。

監査につきましての監査の概要は、2ページから3ページの上段にかけてのところ特に申し上げることはございません。

監査の結果でございますが、3ページ真ん中のところ、各団体の概要、各団体の運営状況、3ページ真ん中の記載のとおりでございます。

3ページの下段のところから監査の結果でございますが、そこに記載のとおり、担当課の補助金予算の執行は適正に行われていると、また各団体が受けられた、もらわれた補助金は会計帳簿に正確に記帳され、補助目的に従って行われているというふうに認められました。ということでございますが、ただ、その4ページ、4番以下にかかるような所見はございま

すということで、以下4ページの各団体に関する若干の所見でございますが、これも同じくこれでいいんでしょうか、改善をすることをあんまりお考えにならないでいいんでしょうかというようなこと、あるいは今後、将来に考えていくべきではないかといったようなことについての所見でございますが、決してこの点も間違い、誤り、そういったものがあったということではありません。

まず、4ページの斑鳩町消防団でございますが、初めに組織等運営管理でございますが、消防団を監査させていただくということで、根拠は何かということ調べたりちょっとさせていただいたんですが、消防団というのは消防組織法というのが根拠法令のようでありまして、そこを中を読みますと、条文を読みますと、市町村には消防本部あるいは消防署を置くべきであるというふうに、初めにどうもあるみたいです。それを設置しない場合は、条例規則によりまして消防団を設置しなければならない、こういうふうになっておる。そういったことから、当町も消防組織をおつくりになって活動をしてもらっているということなんですが。

この消防組織法のずうっと条文を初めからしまいまで読んでみますと、この法律の流れは、この法律を読む限りは、消防団そのものがこうした、うちは外郭団体みたいな形をとって運営を、補助金を出して任せているんですが、本来、直接どうも運営管理すべきような流れが法律を読む限り感じられるわけです。こういった外部任意的な団体に一任するというのは、どうもその流れからは余り感じられない。だから、こうした運営の仕方はこれでいいのかどうかというような疑義が若干ございます。

役場の担当部署にその辺のところをお聞きするんだけど、もう一つ明確に話を、そういう根拠をお持ちになっていよう、どうもこの辺が曖昧。だから、この辺はこれでいいならこれでいいんです。だから、それはなぜこれでいいのかということが本来、法令の要求に合致しているというのは、これの基本的なものをちゃんとお持ちしておかれるべきではないかと、どうもその辺がもう一つ曖昧というか甘いというか、あるいは本来そうやからそれは変えないかんというんやったらそういう方向になさらないといけない。その辺がちょっともう一つはっきりしないなというふうな感じがいたします。

それから、財務の管理の、4ページの真ん中以下、要するに財務会計管理でございますが、消防団への補助金は本団に15万円、各分団60万円ずつ、合計180万円、毎年195万円を補助金としてお出しになっている。これもずっと最近、その金額が続いておるんですが、その補助金とは別に団員さん、これは非常勤の公務員さんになるんでしょうか、団員さんに

は報酬、非常勤給料が出るようになっているようですが、これも一括して各分団にお払いになる。分団によって処理の仕方が違うんですが、補助金の口座も、その報酬を受ける、一括で受ける口座も同じ口座でしておられるところもあるし、別々に口座を分けておられるところもある。別々に口座を分けておられても、資金は相互にこっちに持ってきたり、こっち動かしてしとるから会計は1本になっているということになります。労働法では、労務の対価、給料そういったものが直接本人に渡すべきということになってるんですが、この消防団員さんの場合は各人から文書によって一括、その団へ受け取るという了承を取っておられるので法的には何ら問題はないんですが、何か一括して団へ受け入れられている。そして両方、どんぶり勘定で運営をなさってるということですが。なぜそういうことかというのは、この活動やいろんな会計の中身を見てみますと、出初式であるとか役員会であるとかいろんなそれ以外のいろんな活動をなさる。活動のたびにその後には必ず飲食が行われる。そういうそれは本来、団員さん個人が出してみんなでするべきでしょうけれども、なかなかそれを集めにくいだらうから恐らく初めにこれ一括で預かってということにしておられるんだらうと思います。だから、団員さんの個人の懐へは一銭たりとも入らない。また団によっては個人負担金を出しておられる分団もあるような状況ですね。寄附金をもらったりいろいろしておられますけども、それでも足らんぐらいで、団員が負担金を出しているところがある。本来のしかし補助金は、そのうちの運営費だけに充当する目的で出しておる。報酬は本来、個人に渡すものですから。それがいっしょくたになっているために、そういった本当の運営費がどれだけかかっているのかという事務的な経費、消耗品あるいはいろんな上部団体へ行っているいろんなことをしないかん、そのときの経費だとか、それがいっしょくたになっているものですから、本来、それを言っていますように、町が直接運営管理すべき的な組織かと思うんですが、そういった面での予算管理とか、そういったものはこの状態ではできないようなふうになってしまって、そういった飲食を必ずなされる。それから年に1回、団員の親睦旅行2回、そのお金を大体そういうのを中心に回転していってしまうということになってますので、それはそれでいいんですが、会計は別個にすべきだらうというようなところが見る限り今いっしょくたになっていて、これでいいのかという、があるのではないかというふうに思います。

だから、そういった会計制度が整然、実用的になっていない、これはちょっとこれでいいとは言いきれない。それから、そういった、いっしょくたにしておられるというのは、要するに慰労の飲食費あるいは親睦旅行、これに財源補充、充当したいためということなんですけど、本来は本人に支給して、徴収が本来のあり方でしょうけれども、この辺はどうして改善



していくかというようなこと。

それから、当然のことですが、消防組織法の流れから見ますと、直接、本来、町が運営管理すべきところへ、そういった支払ってしまうべき団員の報酬をもう一回戻して運営するというのは、これは明らかな間違いというか、処理の仕方が違うのではないか、そういったようなことではないかということでございます。

その慰労については、どんなやり方をしたらいいかというのは答えはないんですが、5ページの下からちょっとそういうことを私、書かせてもらったんですが、こんなやり方と。それよりも何よりも、こんなやり方が今日の時代に妥当するかどうか、町が果たしてこんなやり方をやっていくのかどうか、団員になり手があるのかどうか。若い人がこういったやり方の団に入ってきてくれるのかどうか、大丈夫や続くというのならそれでもいいんでしょうけど、どんどん時代が進むけれども、これでこんなやり方を旧態依然のようなやり方に見えるけれども、それでよろしいでしょうかということなんです。

それから6ページ真ん中、斑鳩町遺族会でございます。

これはもう、戦没者のご遺族の方の団体でありまして、何も申し上げることはないんですが、かなり高齢化が進んでおられる。ますます組織は先細っていくであろう、だからその辺の活動を今後どうしていくのか、そういったことを研究しておかれるべきかなというような感じがいたしました。

それから、3番目、斑鳩町老人クラブ連合会でございますが、そこにもずっと長々と書いてあるんですが、通常、連合会というのは、一般的にはそういった単位会があって、単位会をずっと単位会がいっぱいあって、それを束ねてまとめていくのが連合会というふうに一般的には言われているように思います。例えば、日弁連、日弁連といいますけど、日本弁護士会連合会があって、各地に弁護士会があって、東京なら東京第1とか東京第2とか、何ぼか弁護士会があって、その弁護士会が集まって連合会という組織になる。

うちの連合会はそうではありません。規定でいきますと、各地区老人クラブの会員が自動的に連合会でその会員になるという形で、各地区の老人クラブの会員さんは地区の老人クラブの会員であって、連合会、斑鳩町老人クラブ連合会でもまた会員であるというふうなことになっている。

そしてその、組織の現状というところで少し書いたんですが、老人というのはどのぐらいでということはあるんでしょうけど、65歳で仮に線を引いていると、どんどん、どんどん年々65歳以上の人口がふえていっておるようです。ところが逆に、老人クラブの会員さ

んは減ってきておる。だから、加入率はどんどん下がってきて、どんどんと言えるかどうかなんです、下がってきている。これで果たしていいのかどうかという問題もないのかどうか。余りその必要性を感じる老人がおられないからではないか。あるいは、事業に魅力があるものがないからではないのだろうかというふうに思うところでございます。

定例的なことだけをやっていきますと、どうしてももう事務的なことでありきたりになってしまう。自主的ないろんな活動をするというような機運は生まれにくい、醸成されないということで、こういった傾向はこのままでは続くのではないかと。ですから、やはり自主的にいろいろなことをしていこうというようなニューリーダーを発掘して行って、そういう空気をつくっていかないと、こんな現状はますます、まだまだ拍車がかかって、そういうふうな窮乏化していくような団体になるのではないかとこのように思います。それはそれとして、会計制度でございますが、老人クラブ連合会では、特別会計を2つ、3つほど会計を持っておられるんですが、1つの特別会計はこれは単なる通過勘定の会計でありまして、何かといいますと、町から老人クラブへ補助金を出されるんですが、この老人クラブの補助金は各地区単位老人クラブに出すものだというので、その配分は連合会が受けておられる。一部だけその地区へ、例えばその後ろの別表8の23年度の繰出金ですが、100万円で8万1,050円だけ各老人クラブへ交付しまして、残りの918,950円は連合会で預かって、それをもう一遍各地区老人クラブの負担金ということで収入した形にして、その特別会計は単なる通過勘定の特別会計を設置している。非常に手数のかかるややこしい処理をしている。

何でそないしているかというのは、恐らくそれは、何かちょっと規則か法令か何かによって、補助金は地区老人クラブへ出さないかん、連合会に出したらいいかんという、何かそういうのがどこかにあるのかなと思うんですが、そんなことで連合会が一括して預かってそのまま各地区会の負担金としてもらった形にしておる。

その実態はその組織で書いてありますように、そういった各地区老人クラブでもいろいろな活動をなさっている。そのまた上でまとめて連合会が存在しているんじゃないに、連合会が町の老人クラブ、1つの老人クラブのような形であって、単位会のような形であって、その中に実態としては各地区老人クラブが支部として存在しているような形に現在なっているんですね、どう見ても。だから、そうなれば、その交付金は町の連合会、まあ町老人クラブというふうに変えて、そうして受け取られたらこんなことはしなくて、実態はひとつも変わらない。そのお金を大方の資金にして1年に1回か、何か敬老会的な事業をされる。何もそういった複雑なことをしなくても、もっと簡素にできるのではないかと、そんなふうに

これを見る限り感じるんですが、どうでしょうか。私のほうとしてはそんなふうな感じがいたします。

要するに、結論としては、消防団のほうの会計は町の管理に変えられるべきだろうと、それからこういった部門は何の疑問も抱くことなしにずっと同一の処理をしてきておられますが、先ほど言いましたように、こちらが聞いてなぜこうなってるのかなということも明快になかなか答えが出ないような状態ですので、その辺を研究されて、それなりに現状の正当性を整然とご説明なさるような根拠をお持ちになっておかれることが必要かなというふうに思います。

これが、本年度の財政援助団体の監査の結果でございます。

これで平成24年度の定期監査、財政援助団体の監査の結果を終わらせていただきたいと思うんですが。先ほど、小城町長のほうからご説明いただいたように、私、平成13年の3月に監査委員に就任いたしました。以来、3期12年間務めさせていただきました。

この3月28日をもちまして退任させていただくことになりました。ありがとうございました。

この12年間、私なりに全力投球で誠心誠意やってまいりました。少しでも行政効率が上がるように、あるいは町民のために公平でかつ温かい行政が行われる、そうしたことで、そういうことを目標にしてやってまいりました。

財政事情につきましては、私、長い間、大学のほうで財政学的税法を担当しておりましたのである程度の予備知識は持っておったと思うんですが、行政には全くの素人でございます。勉強はしてまいりましたが及ばない点もいろいろあったと考えます。そういったことで監査の現場、局面で、職員の方には失礼なことを申し上げたり、あるいは迷惑をかけたこともあったかもしれません。しかし、監査には全てみんな積極的に協力を賜りまして、何ら支障をいたすことなく監査はこの12年間やらせていただきました。

おわびとご協力のお礼を申し上げたいと思い、報告したいと思います。

また、議会議員の皆様方には何かとご交誼いただきまして、そしてまた監査結果もご理解されにくいようなこともいっぱいあったかと思いますが、何もおっしゃらずにおつき合いいただきましてありがとうございました。

現在、地方公会計制度が非常に改革をやかましく言われております。あるいはまた、地方の監査制度も改革が叫ばれておりまして、いろいろとその辺は進んできているようではありますが、私はこういった職業柄、監査をある程度業としておる者でございますので、そういっ

たいろいろな所でいろいろな情報を、そういったものに長い間かかわってきた関係もありまして、私はこの12年間、地方公共団体の監査像のあるべき姿を一応目指して、そしてこの監査に担当させていただきました。

時代は恐らくそういうふうの流れていくと思います。どうぞ、今後ともそういった方向、私が目指しているような方向を後退させられませんかのように、切に希望しておきます。

そういうことをお願いを申し上げまして、退任のご挨拶にかえさせていただきます。

長い間、ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） これをもって報告第1号 監査結果報告についてを終わります。

辰巳、中川両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただき、本日また詳細な報告をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

なお、辰巳代表監査委員には、長年にわたり誠にありがとうございました。監査結果報告終了後退席を申し出られておりますので、これを許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

これより、平成25年度施政方針の説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成25年第1回斑鳩町議会定例会の開会に臨み、町政運営にあたる所信の一端を申しあげ、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、議員皆様のご出席を賜り、平成25年度予算をはじめとする重要案件についてご審議をいただくことができますことに、深い感慨と責務の重大さを痛感いたしております。

さて、かつてのわが国の社会には、当たり前のように人と人とのつながり、思いやりや支え合いといった心があふれていました。しかしながら、今日の日本の現状は、利便性を追求するあまり、いつしか、そうした確かな関係は希薄になり、最も大切な心の豊かさや生きがいを見失ってしまったのではないのでしょうか。そして、東日本大震災を機に、私たちは、人のつながりや支え合いこそが、人が生きていくうえで、かけがえのないものであるということ、さらに、希望に向かって走り続け、それがかなったときの達成感を手に入れることが、生きがいや幸せの実感につながることを改めて認識いたしました。

そのようななか、今後、経験したことのない高齢社会によって、社会がどのように変わる

のか予測できない側面があります。このような状況のなかにあつて、多くの皆様がこの先どうなるのだろうという、将来に対して漠然とした不安を覚えているのではないかと思います。

こうした時代であるからこそ、私たちは常に前向きに、住民の皆様と思いを共有し、ともに考え、ともに取り組んでいくことが大切であると考えております。

私たちのまち「斑鳩」には、1400年の時を超えて受け継がれてきた太子の「和の心」のもと、先人たちがたゆまぬ努力で守り受け継がれてきた、伝統と文化があります。

私は、どのような時代が到来し、どのような世の中になろうとも、これらの財産をしっかりと活かし、住民の皆様が、まず健康で、ふるさと斑鳩に愛着と誇りを持ち、将来に夢や希望を持てるまちを築きあげていくことが、私に課せられた使命だと考えております。

そのために、「生き生きと躍動する町・斑鳩」の実現に向けて、これからも全力で取り組む覚悟であります。

平成25年度予算案の編成にあたりましては、東日本大震災の影響や世界経済の減速感など景気が下振れするリスクを抱え、先が見込めない厳しい状況下ではありますが、第4次斑鳩町総合計画の将来像である「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」を住民とともに実現していくため、職員それぞれがマネジメント力を発揮し、さまざまな諸問題に向き合つて、全力をあげて取り組むという強い意志をもって編成しております。

平成25年度予算案は、一般会計で総額82億7千万円を計上しております。前年度と比較して、2千万円、0.2%の増額となっております。また、一般会計、特別会計及び企業会計の6会計を合わせました総予算額は、164億5,544万円で、3億9,983万6千円、2.5%の増額となっております。

それでは、第4次斑鳩町総合計画の基本施策の柱に沿つて、平成25年度の主要な施策についてご説明申し上げます。

第1の柱、「文化の香り高く心豊かなまちづくり」であります。

第1は、「歴史文化」についてであります。

本町は、法隆寺や藤ノ木古墳をはじめ、歴史上重要な文化遺産を有する歴史と文化が豊かなまちであり、これらの文化遺産を次の世代に受け継いでいくことは私たちの責務であります。住民皆様をはじめ、より多くの方々に、この豊かな歴史と文化を情報発信するため、拠点施設である斑鳩町文化財活用センターにおいて、国宝藤ノ木古墳出土品の里帰り展をはじめ、聖徳太子ゆかりの古代寺院といった本町に関わりのあるものをテーマにした展示会や考

古学教室などを開催してまいります。

また、歴史を身近に感じられる環境づくりとして整備を進めている史跡中宮寺跡につきましては、史跡中宮寺跡整備検討委員会などのご意見をいただきながら、実施設計と整備工事に取り組んでまいります。

第2は、「文化・芸術」についてであります。

本年12月には、わが国最初の世界文化遺産として登録された「法隆寺地域の仏教建造物」が登録20周年を迎えます。聖徳太子が創建した法隆寺は、世界最古の木造建築を誇り、太子を慕う人々の想いや信仰が1400年にわたり集積し、信仰の対象であるだけでなく、仏教芸術の一大宝庫としても多くの人々を魅了しています。これを記念して、その本質的価値を再認識し、次世代に貴重な文化遺産を継承するため、記念事業を展開してまいります。

また、文化芸術祭をはじめ各種自主グループの展示会など、文化・芸術に身近にふれる機会の充実を図るとともに、公民館教室をはじめとする各種教室の開催や自主グループ、文化・芸術団体に対して活動支援を行い、地域と連携した文化・芸術の振興に努めてまいります。

第3は、「生涯学習・生涯スポーツ」についてであります。

多様化する住民の学習ニーズに対応し、生涯学習社会の実現を図るため、学習機会やコミュニティの場の提供など、地域における住民皆様の学習需要に総合的に応える社会教育施設である公民館施設の充実に努めてまいります。

また、情報化の進展に伴い、図書館について、新しい情報通信技術を活用するとともに、図書資料の一層の充実を図り、「地域の情報拠点」として、誰もが気軽に立ち寄っていただけるような施設運営を行ってまいります。

また、生涯スポーツにつきましては、誰もが楽しみながら、体力づくりや健康づくりができるようスポーツ教室の充実を図るとともに、その基盤となるスポーツ施設の充実及び指導者の育成や確保、さらに情報を手軽に入手できるシステムの構築に取り組んでまいります。

第4は、「学校教育」についてであります。

時代に応じた教育内容の充実につきましては、現在、小学校第1学年から第4学年まで、中学校では第1学年と第2学年に導入している本町独自の施策である30人学級を、新年度からは、小学校において第5学年まで1学年拡大することといたしております。

また、小中連携教育では、道徳教育に力を入れ、子どもたちが地域に愛着と誇りを持ちながら心豊かに育つよう貴重な文化遺産を活用して、伝統や文化の尊重、郷土への愛着を育む

とともに、小学校第4学年からの英会話学習により、コミュニケーション能力の育成並びに国際理解の向上を図ってまいります。

さらに、子どもたちが自分の健康や体力に関心を持ち、正しい食生活、運動習慣などの定着を図り、バランスのとれた健やかな体力づくりに積極的な取り組みができる教育を推進してまいります。

次に、教育環境の整備・充実につきましては、校舎の耐震補強工事について、国の復興予備費活用事業を活用し、新年度に、残る東小学校の工事を実施することにより、学校教育施設の耐震補強工事は全て完了することとなります。

また、環境に配慮した学校・園づくりの推進を図るため、児童・生徒等の環境問題への取り組みについての意識向上を図るとともに、新年度では、小・中学校、幼稚園施設の照明器具をLED照明に計画的に更新するため、調査及び更新工事の設計を実施してまいります。

また、相談体制の充実では、いじめや不登校などの児童・生徒の心の問題に適切に対処するため、現在、斑鳩中学校で実施している心の教室相談を拡充するとともに、発達遅滞に不安を抱く保護者を支援するため、就学予定児の教育相談に努め、支援が必要と思われる幼児の円滑な就学を進めてまいります。

第5は、「人権・平和・多文化共生」についてであります。

今なお、社会生活のさまざまな場面で差別や偏見、プライバシー侵害などの人権課題が存在しています。私たち一人ひとりが、命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを真に実感し、お互いの人権を尊重し合うとともに、「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切にすることができる取り組みを進めてまいります。

また、世界平和につきましては、人類共通の願いであるにもかかわらず、日本人10名を含め多くの方が犠牲になったアルジェリア人質事件をはじめ、中東で頻発する内戦、さらには北朝鮮の核実験の実施やミサイル開発疑惑など、依然として国際的な脅威が存在しており、多くの一般市民が巻き添えになる悲しい現実の前に、憤りを禁じえません。

わが国は世界唯一の被爆国として、世界平和を訴え続ける責務があります。本町といたしましても、世界の都市と連帯し、世界恒久平和の実現を訴えるために加盟している「平和市長会議」や「斑鳩町非核平和宣言」の趣旨にのっとり、今後とも、多くの都市、住民の皆様と協力しながら、核も戦争もない平和な世界をめざした取り組みに全力を尽くすとともに、核実験の実施に対しては議会との連名により抗議文を送付し、平和の尊さや大切さを訴え続け

てまいります。

第6は、「男女共同参画」についてであります。

家庭や地域、職場などの身の回りでは、「女だから」「男だから」という固定観念から生まれる不平等感や不自由感が未だ残っています。誰もが生き生きと暮らせる活力ある社会「男女共同参画社会」をめざし、男女双方の意識改革や子育て・福祉サービスなどの生活支援に向けた取組みを進め、男女共同参画が可能な環境整備に努めてまいります。

第2の柱、「すこやかに生き生きらせるまちづくり」であります。

第1は、「健康づくり」についてであります。

まず、健康づくりの意識啓発と活動支援では、住民皆様が健やかに心豊かに生活できる活力あるまちづくりをめざし、本年度に策定した「第2期健康増進計画」に基づき、生活習慣病の発症や重症化予防などに取り組み、健康寿命の延伸をめざしてまいります。また、引き続き、保健センターサポーターを養成し、健康づくりの輪を広げてまいります。

次に、予防・相談体制の充実では、新年度から、未熟児の訪問指導について、奈良県からの権限移譲により、本町が実施主体となり実施してまいります。

また、安心して子どもを生み育てるまちづくりのより一層の推進をめざし、妊娠期から産褥期、育児期、思春期のそれぞれのライフステージに合わせた事業に取り組んでまいります。

さらに、妊婦の歯周疾患は、早産や低出生体重児の危険性が高まることから、これらを予防するため、新年度から、妊婦の歯周疾患検診を実施し、妊娠期からの親子の健康管理に努めてまいります。

感染症予防対策につきましては、乳児がはじめて罹患すると重症化しやすいロタウイルス胃腸炎を予防するため、当該ワクチンの接種費用の一部助成や高齢者のインフルエンザ予防接種の無料実施を引き続き行ってまいります。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成につきましては、対象年齢をこれまでの70歳から65歳に引き下げるとともに、助成額の上限を3千円から4千円に引き上げ、肺炎の重症化予防に努めてまいります。

また、国民健康保険の特定健康診査につきましては、本年度から、個別健診に加えて集団健診を導入し、受診機会を拡大しておりますが、新年度からは、基本的な健診項目に心電図検査と貧血検査を加え、受診率の向上と病気の早期発見につなげてまいります。

第2は、「次世代育成」についてであります。

社会問題として深刻化している児童虐待につきましては、従前から、要保護児童対策地域



協議会を中心として関係機関との連携を図りながら、児童の安否確認等の対応に努めていますが、新年度には、虐待に関する補助員を設け、虐待の疑いの通告があった児童の安否を確認する体制並びに支援が必要と思われる児童及び保護者に対する訪問や相談を強化してまいります。

次に、青少年の健全育成につきましては、子どもたちの心を豊かに育むため、さまざまな体験活動の機会の充実を図るとともに、青少年問題協議会が活動母体となり、地域で子どもを育てるという気運を高めるための環境づくりを進めてまいります。

また、社会生活を円滑に営む上で、困難のある若者・子どもを地域において総合的に支援するため、関係分野の支援ネットワークの整備に取り組んでまいります。

第3は、「高齢者福祉」についてであります。

本町の高齢化率は25%を超え、要介護・要支援認定者の増加は避けられないところであり、第5期介護保険事業計画の中間年である平成25年度の介護給付費の動向は、計画の管理期間全体のみならず、平成27年度以降の介護保険料にも大きな影響を及ぼすものと考えております。要支援や要介護状態にならない、また、そうなったとしても重度化しないよう、高齢者の介護予防に関する意識の向上がますます重要となってくることから、介護給付費の抑制に向けて、生活機能評価の実施や介護予防事業などの取組みに、一層努めてまいります。

第4は、「障がい者福祉」についてであります。

昨年、障害者自立支援法が改正されたことにより、これまでホームヘルプサービスと日常生活用具の給付等のみであった難病患者等に対するサービスが他の障がい者と同等に取り扱われることとなりました。

また、障がい者の権利を擁護する観点から、知的障がい者や精神障がい者の成年後見の支援を行うほか、度重なる制度改正に戸惑われることがないように、親切丁寧に説明し、理解していただくよう努めてまいります。

第5は、「社会保障」についてであります。

国民健康保険は、地域の医療保険として住民の医療の確保と健康の保持増進のために大きな役割を担っていますが、国民健康保険事業につきましては、依然として厳しい経済情勢や雇用情勢のもと、安定的に運営することが非常に困難な状況となっております。

今後も、医療需要の高まりや医療の高度化等により、医療費は年々増加するものと予想されますが、健診などの保健事業を推進することにより、医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の負担の公平性と収納率の向上に、より一層積極的に取り組んでまいります。

また、引き続き法定外繰出しである介護納付金に係る赤字補てんの財政支援を行い、国保財政の安定化に努めてまいります。

また、福祉医療の充実につきましては、経済的な負担を軽減するとともに、安心して医療が受けられるよう、乳幼児から高齢者、障がいのある方、ひとり親家庭等に対し、引き続き、医療費助成を実施してまいります。

さらに、新年度から、奈良県からの権限移譲を受け、町が事業主体となり、身体の発育が未熟で入院養育を必要とする乳児に対しまして、養育医療の給付を行ってまいります。

第3の柱は、「潤いのある魅力的なまちづくり」であります。

第1は、「風景・景観」についてであります。

斑鳩町景観計画と斑鳩町景観条例に基づき、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担う「協働の景観づくり」と、景観法や関連する都市計画等関係諸制度の活用により「住民の景観まちづくりの支援」を図ってまいります。

第2は、「自然環境」についてであります。

奈良県森林環境税を原資とする地域で育む里山づくり事業につきましては、引き続き、ボランティア組織と森林所有者の協力を得ながら、自然環境や景観を保持するため、里山林の整備を進め、自然観察会などの利活用を図ってまいります。

第3は、「道路・交通網」についてであります。

はじめに、幹線道路の整備のうち、いかるがパークウェイの整備促進につきましては、稲葉車瀬区間において、平成25年度末の供用開始を目途に工事が進められておりますが、これに引き続き、三室・紅葉ヶ丘区間におきましても用地取得に向けた準備作業に着手されており、継続的に事業が進められております。

また、地域の自治会やその他の団体に対しましても、事業進捗に合わせ、事業の状況及び道路計画に係る説明会が行われており、地域の皆様のご意見を賜りながら、地域と調和した整備が図られるよう努めていただいております。

また、いかるがパークウェイのような幹線道路は、交通混雑の緩和や通過交通の転換による生活道路の安全確保のほか、災害時における避難路や緊急輸送路としての役割をも担うこととなり、災害・緊急時に対応できる防災面に配慮した道路機能の強化が求められております。こうした地方道路が抱える課題について、住民代表者と行政による協議会の取組みを進めるとともに、国及び県との連携を図りながら、積極的な促進活動を行ってまいります。

次に、国道25号の歩道整備につきましては、未整備区間が多く、安全性の確保や利便性

の向上について、国に対して強く要望してまいりましたところ、龍田猫坂からイオンショッピングセンターの間におきましても事業が進められており、現在、用地交渉が進み、建物の移転等も行われる等、順調に進捗しております。

また、法隆寺観光駐車場前から法隆寺東交差点までの区間につきましても、権利関係者の皆様に計画概要の説明等が行われており、事業に対するご理解とご協力をお願いしているところであり、今後も、早期整備をめざし、関係住民の皆様や国との調整に努めてまいります。

次に、生活道路につきましては、災害・緊急時において有効に機能するよう、道路・橋りょうの計画的な修繕を進め、安全性の確保に努めてまいります。

また、地域公共交通につきましては、住民の利便性の向上を図るため、日常生活に必要な公共交通の検討と交通計画の作成や実施に係る連絡調整を目的として地域公共交通会議を設置し、本町に適した公共交通を検討してまいります。

第4は、「住宅・生活環境」についてであります。

大地震の発生が危惧されるなか、住宅の耐震化を促進し住宅の倒壊等による被害を最小限にとどめるため、住宅の耐震診断や耐震改修に対し支援を行ってまいります。

公園・広場につきましては、身近な遊び場、憩いの場として安全で快適に利用できるよう公園遊具や付帯施設の点検を定期的に行い、適正な維持管理に努めてまいります。

また、町営住宅につきましては、「斑鳩町営住宅長寿命化計画」に基づき、点検の強化や計画的な修繕を進め、住宅の長寿命化を図ってまいります。

第4の柱は、「安全で快適なまちづくり」であります。

第1は、「環境保全」についてであります。

私たち人間は、経済最優先の物質的な繁栄を求め続けたことにより、環境は置き去りにされ、地球温暖化は加速度的に進行してしまいました。

さらに、日本社会は、東日本大震災という未曾有の災害に遭遇し、安全安心な社会が揺らぎ、エネルギーという生活の根幹をなすものの確保に大打撃をもたらしました。

私たちが、今、直面しているこのような危機から、地球温暖化防止対策のさらなる加速と、より積極的な再生可能エネルギーの利用促進が求められています。

こうしたなか、本町では、昨年10月に「斑鳩町地球温暖化対策地域協議会」を奈良県の町村で初めて設置したところであり、当協議会を中心として、行政、事業所及び地域が一体となり、日常生活から事業活動に至るあらゆる活動における温室効果ガス排出削減に向けた取組みを推進してまいります。

また、新年度から、住宅用太陽光発電システム設置補助制度を新たに創設し、太陽光パネルを設置される世帯に対しまして、設置費用の一部を補助し、再生可能エネルギーの有効利用を促進してまいります。

第2は、「ごみ・し尿」についてであります。

長年、懸案でありました本町のごみ焼却施設の老朽化への対応につきましては、衛生処理場での焼却処理廃止によりまして、一定の解決をみたところであります。

しかしながら、ごみ処理には、依然、焼却や埋立による環境汚染、最終処分場における残余容量の逼迫といった大きな課題を抱えており、引き続き、ごみ減量化を推し進めていく必要があります。

とりわけ、平成25年度中に3千世帯での分別収集の実施を目標とする「生ごみ分別収集モデル事業」につきましては、目標達成はもちろんのこと、町全域での分別収集実施に向け、1世帯でも多くの皆様に参画いただけるよう、その周知に努めてまいります。また、生ごみ処理機などの購入に対する奨励金交付事業につきましては、補助率、補助限度額などの充実を図り、住民の皆様へ、生ごみ処理方法の選択肢を拡げていただけるようにしてまいります。

さらに、今後、ごみ減量化を推し進めるにあたり、脱焼却・脱埋立をめざすゼロ・ウェイストの推進は不可欠であることから、住民の皆様、事業者の皆様へ、ゼロ・ウェイストの認識や目標を共有していただくため、積極的な周知・啓発に努めるとともに、脱焼却・脱埋立に向けての目標年次、計画などを内外に公表する「ゼロ・ウェイスト宣言」について、その具体的な時期につきましても検討してまいります。

第3は、「防災・防犯」についてであります。

まず、防災につきましては、引き続き、安全で安心して暮らせるまちをめざして、災害の未然防止と拡大防止に向けた対策を進めてまいります。新年度においては、自治会等が管理する防犯灯につきまして、節電効果とCO<sub>2</sub>排出の削減が期待できるLED防犯灯への切り替えを推進することから、補助制度を拡充し、安全・安心また地球にやさしいまちづくりを進めてまいります。また、東日本大震災などにおいて、隣近所による助け合いが何よりも大切であるといった教訓から、自主防災組織設立に対する補助制度を有効に活用し、積極的な設立を働きかけるとともに、災害が発生した際に、負傷者の救護が速やかに行えるよう救助用担架の設置を行い、本町の災害物資の備蓄のさらなる充実を図ってまいります。

また、浸水対策として、これまで蓄積した水理情報などを基に、今後の浸水対策を計画的かつ着実に進めてまいります。

次に、防犯につきましては、火災や不審者の侵入による犯罪の発生などの原因となる空き家について、本年度に実施した実態調査結果に基づき、空き家の所有者に対し勧告を行うなど適正に対処ができる制度の構築を行い、引き続き、安全・安心のまちづくりに努めてまいります。

第4は「上水道」についてであります。

上水道には生活や経済などの基盤を支えるため、より災害に強いライフラインとしての責務が求められております。また、現在の水道事業は、長引く景気の低迷や人口減少化など社会構造の変化による料金減収という厳しい事業環境のなか、老朽施設の更新、施設の耐震化、環境問題への対応、さらには技術の継承など、これまで以上に運営基盤を強化しなければならない多くの課題を抱えております。

こうしたなか、本町では、北部配水池のドーム更新事業や送水管の新設、さらには老朽管の更新事業などに取り組んでおり、引き続き、水道事業の将来像を模索しながら、水道システムの将来世代に渡る持続性の確保を視野に入れた災害に強い水道システムの構築を図るとともに、安全・安定的な給水の確保に努めてまいります。

第5は、「下水道」についてであります。

公共下水道は、河川の水質保全と生活環境の改善を目的とした重要な社会資本施設として、平成17年の供用開始以来、整備区域の拡大に計画的に取り組んでいるところであり、現在、平成26年3月の完成に向けて主要な管渠である岡本汚水幹線及び目安汚水幹線の整備に取り組んでおります。

また、面整備工事につきましては、引き続き、公共下水道の普及拡大に向けて計画的かつ効率的に整備を進めてまいります。

一方、水洗化の促進では、引き続き、公共下水道の役割と重要性をご理解いただけるよう啓発活動に取り組み、より多くの皆様にご利用いただけるよう努めてまいります。

第5の柱は、「活力とにぎわいのあるまちづくり」であります。

第1は、「農業」についてであります。

農業委員会の活動につきましては、遊休農地解消を重点施策として、優良農地の保全に努めるとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足などの課題解決を図るため、農業者団体の法人化に向けた取組みを推進してまいります。

さらに、農業生産の近代化、流通の合理化を促進するとともに、農道の整備などの基盤整備を進めてまいります。

第2は、「商工業」についてであります。

長引く景気低迷により、消費者の購買意欲は向上せず、民間需要も低迷しております。こうした状況のなか、懸命な経営努力をしておられる町内の小規模の商店や事業者の皆様に対して、引き続き「商工業者債務保証料補給」を行い、支援してまいります。

また、商工会が事業主体となって特産品開発や観光資源開発を行うなど、今後も商工会や商工業者の皆様との連携を強化し、商工業の活性化に向けて取り組んでまいります。

第3は、「観光」についてであります。

本町の観光は、法隆寺を中心とした短時間滞在型の通過型観光が主流となっており、住民との交流機会や地域経済への波及効果は限られたものとなっているため、豊富な地域資源を活かした「まちなか観光」を推し進め、散策型・回遊型・着地型観光へ転換する必要があります。このため、観光客にまちそのものを楽しんでいただけるように「まちあるき観光拠点づくり」の計画を進めるとともに、急速に普及しているスマートフォンを活用し、名勝・旧跡・古墳等に関する地域情報を提供できるアプリケーションを開発してまいります。

また、地場産業と地域観光の活性化を図ることを目的とした「斑鳩市」は、友好都市である長野県飯島町、兵庫県・大阪府の両太子町をはじめ、法隆寺ゆかりの自治体にもご参加いただき、年々盛大な催しとなってきております。本町といたしましても、これらの参加自治体で開催されるイベントへの参加や物産交流を通して住民同士の親交を深めるとともに、観光客の誘致につなげてまいりたいと考えております。

第4は、「消費生活」についてであります。

消費生活に係る環境はめまぐるしく変化し、消費者被害も広範化、多様化、高度化していることから、問題に直面した際に、住民自らが的確に判断し行動できる能力を身に付けていくことが重要な課題になってきております。

被害の未然防止に向け、ひとり暮らしの高齢者から若年者まで、被害発生状況や被害者の保護に関する情報を発信するとともに、消費生活相談窓口につきまして、引き続き、関係機関をはじめ近隣町との広域連携を図りながら相談体制の充実に努めてまいります。

第6の柱、「ともに築く協働のまちづくり」であります。

第1は、「コミュニティづくり」についてであります。

少子高齢化や核家族化を背景に、家族のあり方が変わりつつあるなか、地域コミュニティの希薄化による高齢者や子どもを狙った犯罪が社会問題となり、人とひととのつながりや近所づきあいといった、地域の絆の強化が課題となっております。

こうしたなか、地域住民同士の相互理解と協力が、自立した地域コミュニティを形成し、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに欠かせないことから、引き続き、自治会などのコミュニティにかかわる組織を支援し、活性化を図ってまいります。

とりわけ、地域における交流の場の確保が求められており、新年度から、地域集会所施設整備に対する補助制度を拡充し、地域住民による多種多様なコミュニティ活動を支援してまいります。

また、公民館教室など生涯学習活動により身につけた成果を、地域で活かしていただく仕組みづくりに取り組むとともに、子ども会などのコミュニティに関わる組織を支援し、文化・スポーツイベントによる地域力の再生や友好都市との住民交流を促進してまいります。

第2は、「住民の参加と協働」についてであります。

第4次斑鳩町総合計画では、「協働」を重要なテーマのひとつに掲げています。住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、本年度に協働のまちづくり推進委員会を設置し、斑鳩らしい協働の仕組みづくりに取り組んでいるところであり、新年度には、「（仮称）協働のまちづくり条例」や「（仮称）協働のまちづくり指針」を策定し、住民が主役のまちづくりの実現をめざしてまいります。

また、本町ではこれまでも多くの分野でさまざまなボランティア団体やNPOなどの団体が活動されており、今後も住民活動に対する支援と情報提供に努めながら、住民自らが積極的に地域活動に参加する機運を高め、参加と協働の仕組みを確立してまいります。

第3は、「情報化」についてであります。

庁内のネットワークをはじめ、公共施設間においても、光回線を利用したネットワーク化により、情報基盤を整備するとともに、学校教育や生涯学習の講座のなかでも情報化教育を積極的に進めております。また、町ホームページの運営や、奈良県電子自治体推進協議会と公共施設予約システムなどの共同開発にも取り組んでおり、今後も、幅広い分野での情報の活用を進め、住民サービスの向上と業務の効率化に努めてまいります。

第4は、「行財政」についてであります。

わが国において進展している少子・高齢化社会、今後到来することが予想される人口減少社会、回復基調にはなお期間を要するものと見込まれる日本経済などを背景に、地方自治体は、かつて経験したことのない厳しい社会経済状況に置かれています。

しかし、こうしたなかにおいても、住民に最も身近な基礎自治体として、住民生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的・効率的に展開しなければなりません。

そうしたことから、地域住民の期待に応え、地域の課題を発見し、解決方策を立案し実行する高い能力を備えた人材の育成を目的に、政策形成能力・業務遂行能力などを高めるための職員研修の実施や、セクションにとらわれない効率的・効果的な組織の運用等を進めてまいります。

さらに、住民ニーズを的確にとらえ、限りある財源を重点的・効率的に配分しながら、引き続き財政運営の健全化に努めてまいります。

また、住民本位・住民満足の視点に立ったサービスと、これを継続的に提供できる効率的な行政システムの構築をめざす「第4次斑鳩町行政改革大綱」に基づく計画への取組みを進めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、平成25年度における主要施策の概要につきまして申しあげました。

私は、四季折々に美しい姿に変化する豊かな自然、そして数多くの歴史的・文化的な資産が、現在もなお、人々の生活とともに息づくまちとして発展してきた「愛すべきふるさと斑鳩」を次代にしっかりと引き継いでいくため、「笑顔」「勇気」「信念」を持って、職員と一丸となって汗をかきながら、果敢に町政運営に邁進してまいります。

どうか議員皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（嶋田善行君） 次に、日程8．議案第1号 斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例について、日程9．議案第2号 斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例について、日程10．議案第3号 斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、日程11．議案第4号 斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、日程12．議案第5号 斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、日程13．議案第6号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程14．議案第7号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、日程15．議案第8号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、日程16．議案第9号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程17．議案第10号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程18．議案第11号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程19．議案第12号 平成25年度斑鳩町一般会計予算について、日程20．議案第13号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算に



ついて、日程 2 1. 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、日程 2 2. 議案第 1 5 号 平成 2 5 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程 2 3. 議案第 1 6 号 平成 2 5 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程 2 4. 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程 2 5. 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程 2 6. 議案第 1 9 号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、日程 2 7. 議案第 2 0 号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、日程 2 8. 議案第 2 1 号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について、日程 2 9. 同意第 1 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて、日程 3 0. 同意第 2 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 1）、日程 3 1. 同意第 3 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 2）、日程 3 2. 同意第 4 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 3）、日程 3 3. 同意第 5 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 4）、日程 3 4. 同意第 6 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 5）、日程 3 5. 同意第 7 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 6）、日程 3 6. 同意第 8 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 7）、日程 3 7. 陳情第 1 号 速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書を採択することの請願について、日程 3 8. 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 3 9. 報告第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 2 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について）、日程 4 0. 報告第 4 号 平成 2 5 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、以上、3 3 議案を一括上程いたします。

ここで午後 1 時 0 0 分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 3 3 分 休憩）

（午後 1 時 0 0 分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

町長から、本定例会に付議されました 3 2 議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） 本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第1号 斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例についてであります。

新型インフルエンザ等の対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護することを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、本町において新型インフルエンザ等対策本部を設置することから、本条例を制定するものであります。

次に、議案第2号 斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、町道の構造の技術的基準を定めることから、本条例を制定するものであります。

次に、議案第3号 斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてであります。

本町の公共施設等の整備事業資金に充てることを目的として設置しておりました当該基金は、斑鳩町開発指導要綱に基づく施設協力費をもって積立してまいりましたが、平成16年4月にこの施設協力費を廃止していることから、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第4号 斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてであります。

斑鳩町土地開発公社の解散に伴い、本町に帰属する当該公社の残余財産について斑鳩町土地開発基金に積み立てることから、新たに2,200万円を積み立て、基金の額を7億4,400万円とするものであります。

次に、議案第5号 斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてであります。

都市計画税の全部又は一部の積立teにより設置しておりました当該基金は、下水道事業などの都市計画事業の進展により、都市計画税の総額が確実に当該年度の都市計画事業に充てられることから、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第6号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成24年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年4月1日から施行されたことから、同法による改正内容のうち、平成25年度以後に適用となるものについて、本条例において所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、寡婦（寡夫）控除について、年金所得者の個人町民税の申告手続を簡素化すること、及び下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合について、市町村の条例で定める必要があることから、当該特例割合を規定するものであります。

次に、議案第7号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

あわ保育園の会議室及び調理室の保育室への改修に伴い、受入児童の増加が図れたことから、同保育園の入所定員を230名とする改正を行うものであります。

次に、議案第8号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,278万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ91億7,554万3千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正では、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、17万7千円の減額補正をお願いするものであります。第2項国庫補助金では、法隆寺周辺地区都市再生事業として町道215号線歩道設置及び中宮寺交差点ポケットパーク整備、道路維持のための路面性状調査、道路防災総点検及び舗装補修、また、西老人憩の家、あゆみの家、鳩水園、町民プール管理棟、観光会館の公共施設耐震診断について、国の第1号補正の活用を図り、前倒しして実施することから、社会資本整備総合交付金1,629万3千円の増額補正を、学校施設環境改善交付金で、斑鳩東小学校本館東棟、本館西棟及び体育館の耐震補強工事について、国の復興予備費活用事業の活用を図り、前倒しして実施することから、9,855万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、国民健康保険保険基盤安定負担金139万2千円の減額補正をお願いするものであります。第2項県補助金では、障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修に補助金が交付されることから、障害者自立支援特別対策事業費補助金94万5千円の増額補正を、また、溜池の耐震性等の緊急一斉点検を実施し、震災対策農業水利施設整備事業費補助金が交付されることから、192万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第16款財産収入、第2項財産売却収入では、斑鳩町土地開発公社解散に伴う残余財産を受け入れることから、2,234万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金では、教育費寄附金40万3千円、福祉費寄附金5万3千円、都市計画費寄附金3万円、商工費寄附金1万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第18款繰入金、第1項基金繰入金では、公共施設整備基金及び都市計画事業整備基金を廃止することから、その基金残額の繰入金70万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債、第1項町債では、国の第1号補正を活用して実施する町道215号線歩道設置及び中宮寺交差点ポケットパーク整備事業の財源措置として、まちづくり事業債1,110万円の増額補正を、可燃ごみ積み替え施設整備事業債で事業費の確定により、330万円の減額補正を、国の復興予備費活用事業を活用して実施する学校耐震補強等工事の財源として、学校教育施設等整備事業債1億3,530万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で、職員の退職に伴う職員退職手当負担金2,686万4千円の増額補正をお願いするものであります。第5目財産管理費では、斑鳩町土地開発公社解散に伴う残余財産を土地開発基金に積み立てることから、土地開発基金繰出金2,200万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で、福祉基金にいただいた寄附金が当初見込みを下回ることから、基金積立金9万7千円の減額補正を、国民健康保険事業に係る保険基盤安定繰出金等の確定により37万5千円の増額補正を、第4目老人憩の家運営費で、西老人憩の家の耐震診断を実施することから170万円の増額補正を、第7目あゆみの家管理運営費で、あゆみの家の耐震診断を実施することから、230万円の増額補正を、第8目障害福祉費で、障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修及び機器更新経費141万4千円の増額補正を、第10目介護保険事業繰出費で、国の介護保険総合データベース構築に伴う町介護保険システム認定ソフトの更新が必要となることから96万6千円の増額補正を、第12目後期高齢者医療費では、医療療養給付費負担金の確定により、46万6千円の増額補正をそれぞれお願いするものであります。

次に、第4款衛生費、第2項清掃費では、第2目塵芥処理費で、可燃ごみ積み替え施設整備事業費の確定により358万3千円の減額補正を、第3目し尿処理費で、鳩水園の耐震診断を実施することから530万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費では、第4目土地改良事業費で、緊急減災対策を目的とした溜池の耐震性等の一斉点検を実施することから、192万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款商工費、第1項商工費では、第4目観光会館費で、観光会館の耐震診断を実施することから、200万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費では、第1目道路維持費で、町道の路面性状

調査、道路防災総点検及び舗装補修について、国の第1号補正の活用を図り、前倒しして実施することから1,280万円の増額補正を、第2目道路新設改良費で、法隆寺周辺地区都市再生事業として町道215号線歩道設置及び中宮寺交差点ポケットパーク整備について、同じく前倒しして実施することから1,850万円の増額補正をお願いするものであります。第4項都市計画費では、第2目公共下水道費で、公共下水道事業特別会計において社会資本整備総合交付金の減額補正等を行うことから、繰出金326万5千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費、第2項小学校費では、第1目学校管理費で、斑鳩東小学校本館東棟、本館西棟及び体育館の耐震補強等工事について、国の復興予備費活用事業の活用を図り、前倒しして実施することから、2億2,959万9千円の増額補正をお願いするものであります。第5項社会教育費では、第4目文化財保存費で、「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」にいただいた寄附金38万8千円の積立てをお願いするものであります。第6項保健体育費では、第4目町民プール運営費で、町民プール管理棟の耐震診断を実施することから、130万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第11款公債費では、本年度の定時償還に係る利子額が確定したことから、609万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第12款予備費では、今回の予算補正に要する財源として、3,206万8千円の充当をお願いするものであります。

なお、継続費の補正についてであります。可燃ごみ積み替え施設整備事業に係る継続費について、9月町議会定例会において契約の議決をいただき、また、その他経費につきましても確定したことから、事業費の総額及び各年度の年割額の変更をお願いしております。

最後に、本補正予算では、諸般の事情により、本年度会計において予算の支出を見込めない事業があることから、繰越明許費として、老人憩の家耐震診断事業で170万円、あゆみの家耐震診断事業で230万円、鳩水園耐震診断事業で530万円、震災対策農業水利施設整備事業で192万円、観光会館耐震診断事業で200万円、道路環境整備事業で1,280万円、JR法隆寺駅周辺整備事業で941万4千円、地域防災計画策定事業で51万6千円、小学校校舎耐震補強等事業で2億2,959万9千円、町民プール耐震診断事業で130万円の予算措置をお願いしております。

また、道路新設改良事業につきましては、繰越額を5,350万円に変更させていただいております。

次に、議案第9号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。保険基盤安定繰入金の確定に伴い、歳入予算の増額及び減額補正を行うもので、歳入歳出予算の総額は、補正前と同額の36億3,706万4千円としております。

はじめに、第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、医療給付費に係る保険基盤安定繰入金の確定に伴い、23万2千円の増額補正をお願いするものであります。

第2項国庫補助金では、国庫負担金と同様の理由により、6万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款県支出金、第2項県補助金では、国庫支出金と同様の理由により6万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款繰入金、第1項他会計繰入金では、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定により、37万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款諸収入、第2項雑入では、本予算補正から生じた財源を、歳入欠かん補填収入で調整することとしたことから、73万7千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第10号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,916万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億5,849万6千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正では、第1款分担金及び負担金で、公共下水道への接続件数の増加に伴い、300万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金の内示変更に伴い、976万2千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第4款繰入金では、収入増及び内示変更に伴い326万5千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第6款諸収入では、消費税還付金の額が確定したことに伴い106万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款町債では、公共下水道事業債で、交付金の内示額変更に伴い980万円、流域下水道事業債では、事業内容の変更に伴い40万円、合わせて1,020万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。はじめに、第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費で、社会資本整備総合交付金の内示変更に伴い、1,952万4千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第2款流域下水道費では、事業内容の変更に伴い36万円の増額補正をお願いするものであります。また、地方債では、公共下水道事業に係る地方債限度額を4億4,120万円に、流域下水道事業に係る地方債限度額を690万円に、それぞれ減額補正をお願いするものであります。

なお、流域下水道事業では、県予算の増額補正に伴う繰越事業が実施されることから、その財源となる市町村負担金において、113万5千円を平成25年度への繰り越しをお願いするものであります。

次に、議案第11号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,680万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ19億215万9千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正では、第6款財政安定化基金事業交付金において、保険料率の増加の抑制に係る奈良県介護保険財政安定化基金からの交付金を受け入れるため、1,584万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款繰入金では、介護保険認定ソフト更新に係る介護システム改修費用として、一般会計から事務費を繰り入れることから、96万6千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正では、第1款総務費で、歳入予算で説明させていただきましたシステム改修経費として、96万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款基金積立金では、歳入で受入れいたしました奈良県介護保険財政安定化基金からの交付金を介護保険準備基金に積み立てるもので、1,584万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第12号 平成25年度斑鳩町一般会計予算についてであります。

平成25年度一般会計予算は、総額82億7,000万円を計上しております。前年度と比較して、2,000万円、0.2%の増額となっております。

増額の主な要因につきましては、可燃ごみ積み替え施設の整備や衛生処理場焼却棟解体撤去事業をはじめとする「ゼロ・ウェイスト」の着実な推進、自治会防犯灯LED化の支援や学校照明設備のLED化、住宅用太陽光発電システム設置の支援などのエネルギー施策への対応、さらに、小学校における30人学級の拡大、緊急雇用創出事業を活用した固定資産税基礎資料データの作成や観光・地域情報アプリケーションの構築などの取組みにより増額となったものであります。

それでは、平成25年度一般会計予算案の内容につきまして、歳入予算からご説明申し上げます。

はじめに、本町の主要な財源である町税では、28億8,625万円を計上しております。前年度と比較して、1,205万円の減となっております。まず、町民税におきましては、現下の厳しい社会経済情勢のなかにあつて、一部業種で業績の回復傾向は見られるものの、個人所得の減少から、前年度と比較して、840万円の減となっております。

次に、固定資産税並びに都市計画税では、平成25年度は評価の据置年度ではあるものの、地価の下落に伴う時点修正を行うことから、前年度と比較して、固定資産税で1,315万円、都市計画税で160万円の減となっております。次に、軽自動車税では、エコカー購入補助金により、軽自動車の登録台数が増加したことから、前年度と比較して、130万円の増となっております。また、たばこ税では、販売本数は減少するものの、法人税に係る実効税率の引下げに伴う県からの税源移譲により、前年度と比較して、980万円の増となっております。

次に、地方譲与税及び地方交付税をはじめとする各種交付金につきましては、国の予算編成が遅れるなか、可能な限り、国や県の情報収集に努めて計上しております。こうしたなか、地方交付税につきましては、普通交付税で、前年度と比較して、9,060万円増の19億7,460万円、特別交付税では、前年度と同額の2億8,000万円を計上しております。なお、国の地方交付税総額は、6年ぶりに減額される状況にあり、財源の多くを地方交付税に依存する本町の財政運営にとって厳しい状況となっております。また、地方公務員給与の削減に伴い、それに見合った事業費として「地域の元気づくり事業費」を特別枠で新設されますが、その詳細については示されておらず、予断を許さないものと考えております。

次に、国・県支出金につきましては、それぞれの補助制度を最大限に活用しながら、事務事業の財源確保に努めております。まず、国庫支出金では、(仮称)地域交流館の整備などに活用した社会資本整備総合交付金、児童手当交付金が減額となることから、前年度と比較して、1億1,661万7千円減の6億6,693万6千円を計上しております。

また、県支出金では、補助金の一般財源化により、子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進事業補助金や妊婦健康診査支援費補助金が減額となるものの、固定資産税基礎資料データの作成や観光・地域情報アプリケーションの構築などに活用する緊急雇用創出事業補助金、参議院議員選挙委託金などが増額となることから、前年度と比較して、2,776万1千円増の5億5,283万7千円を計上しております。



次に、繰入金につきましては、2,000万円増の1億円を計上しております。

住民公募債の一括償還の完了により、減債基金からの8,000万円の繰入れは終了したものの、可燃ごみ積み替え施設整備事業や衛生処理場焼却棟解体撤去事業、自治会防犯灯や学校照明設備のLED化への取組み、さらには、役場庁舎空調設備の更新や斑鳩町文化振興センターの音響機材の更新などに鋭意取り組んでまいることから、財政調整基金で1億円の取崩しを計上しております。

最後に、町債につきましては、8億4,500万円を計上しております。前年度と比較して、3,350万円の減となっております。

可燃ごみ積み替え施設の整備や道路新設改良、中央公民館のリニューアルなどに係る財源を確保するとともに、引き続き、地方一般財源の不足に対処するため発行される臨時財政対策債の活用を図ってまいります。

続きまして、歳出予算の内容についてであります。

それぞれの款ごとに、新年度で取り組む主な事業につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、第1款議会費であります。新年度は、1億1,815万7千円を計上しております。前年度と比較して、373万5千円の減額となっております。議員皆様におかれましては、本町の発展のため多岐にわたり活発に議会活動を賜っていることに対しまして、深く感謝を申し上げます。今後におきましても、本町が抱えるさまざまな課題を乗り越えていくため、ご指導・ご協力を賜りながら、ともに町政の推進にあたってまいります。

次に、第2款総務費であります。新年度は、10億7,422万1千円を計上しております。前年度と比較して、4,712万3千円の増額となっております。

1点目は、文化・芸術についてであります。斑鳩町文化振興財団は、昨年9月に設立15周年を迎え、これを機に、公益財団法人へ移行いたしました。より一層公益性を発揮し、住民皆様から信頼され、愛される財団として、着実に事業の成果があげられるよう支援してまいります。また、世界文化遺産は、人類のかけがえのない多様な価値を有する財産として守られ、将来の世代に良好な状態で資産を継承しなければなりません。「法隆寺地域の仏教建造物」の世界文化遺産登録20周年を記念して、住民皆様はもとより、町外からお越しいただく皆様にも、世界文化遺産の本質的な価値について理解を深めていただくとともに、次代を担う子どもたちに広く発信する事業を展開してまいります。

2点目は、コミュニティづくりについてであります。地域コミュニティの推進のため、新年度から地域集会所施設補助金制度を拡充し、地域住民による多種多様なコミュニティ活動

を支援してまいります。また、4月1日にオープンする法隆寺五丁地区地域交流館につきましては、地域住民の皆様にご愛され親しまれる施設としてご利用いただけるよう、地域と協働で利用の促進に取り組んでまいります。

友好都市等の交流につきましては、友好都市である長野県飯島町、兵庫県太子町、大阪府太子町が主催するイベントなどへの住民参加をはじめとした交流活動を推進するとともに、昨年、法隆寺の食封を縁（えにし）として、「法隆寺ゆかりの都市文化交流協定」を締結した神奈川県小田原市との交流につきましても、文化や観光などそれぞれの特色を活かして、両市町の交流を深めてまいります。さらに、世界文化遺産登録20周年を契機として、世界遺産がある町として、法隆寺や民間団体を通じて交流がある北海道斜里町との町レベルでの交流を深めてまいりたいと考えております。

3点目は、住民の参加と協働についてであります。第4次総合計画の重点テーマである「参加と協働」を具体的に展開するため、協働のまちづくりフォーラムやワークショップ、パブリックコメントなどを通じて住民周知に取り組むとともに、協働のまちづくりに関する条例や指針の策定など、協働のまちづくりの仕組みを確立してまいります。

4点目は、防犯についてであります。火災や不審者の侵入による犯罪の発生の原因となる空き家について、その所有者に対し勧告を行うなど、適正な管理を促すことができる制度を構築するとともに、犯罪を未然に防ぐため、行政・住民・関係機関等が一体となった地域防犯意識の高揚を図ってまいります。また、自治会等が管理する防犯灯のLED化の推進や維持管理への支援を行うなど、より一層の自主防犯体制の推進に努めるとともに、防犯灯実態調査や管理台帳のデジタル化に取り組んでまいります。

5点目は、行財政についてであります。限られた財源と資源のなかで、本町の将来像実現に向けた施策を推進していくために、「第4次斑鳩町行政改革大綱」に基づく改革への取り組みを進め、引き続き、行財政基盤の強化を図ってまいります。また、戸籍総合システムの運用では、東日本大震災の被災状況を教訓として、戸籍副本データを遠隔地において保全・管理しておくことにより、被災しても、この副本データを基に再製できるシステムを構築してまいります。また、固定資産税基礎資料データ作成として、各種地図情報のデジタル化及び課税情報との一元管理により、課税客体の適正な把握を進めてまいります。さらに、住民サービスの維持を図るため、震災等によるシステム障害発生時においても、各種証明書の発行ができるシステムを導入してまいります。

次に、第3款民生費であります。新年度は、26億3,227万9千円を計上しております。

す。前年度と比較して、5, 510万3千円の増額となっております。

1点目は、次世代育成についてであります。昨年8月に、子ども・子育て支援法など、子育て関連3法が成立し、全ての市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。このことから、新年度では、地域における子ども・子育てに係るニーズ等を調査するとともに、今後の保育や子育て支援の事業のあり方について、検討してまいります。

2点目は、高齢者福祉についてであります。多くの高齢者が、元気で、生き生きと暮らすことができることは、町としての活力を示すものと考えております。ひとり暮らしであっても、地域の見守りのなか、安心して健やかな暮らしを営むことができるよう、介護保険サービス以外の各種施策に、積極的に取り組んでまいります。また、本町の社会福祉協議会が、新年度から、ワゴン車の運行により高齢者や障がい者の外出を支援する高齢者等外出支援事業を実施することから、その事業に係る経費相当額を同社会福祉協議会への補助金として計上させていただいております。

3点目は、障がい者福祉についてであります。価値観や生活スタイルが多様化するなか、障がい福祉サービスのあり方も変化しており、障がい者ができる限り地域社会のなかで健常者と同じように生活ができるよう、引き続き、更生医療や介護給付・訓練等給付施策など総合的な支援を行い、ノーマライゼーションの理念に適った取組みを推進してまいります。

4点目は、社会保障についてであります。引き続き、子どもから高齢者、障がいのある方やひとり親家庭などへの医療費の助成を行い、対象者の経済的な負担の軽減を図ってまいります。また、新年度から、奈良県からの権限移譲により町が実施主体となり、身体の発達が未熟で入院による養育が必要な乳児について、その治療に要する費用の全部または一部を助成してまいります。

次に、第4款衛生費であります。新年度は、11億8, 699万1千円を計上しております。前年度と比較して、9, 169万3千円の増額となっております。

1点目は、子育て支援についてであります。「安心して産み育てる いかるがっ子プラン（斑鳩町母子保健計画）」に基づき、安心して出産が迎えられるよう妊娠・出産に関する相談や指導を行うとともに、出産後の新生児訪問や乳児訪問指導を通して、子育てに関する情報提供や育児相談を行ってまいります。新年度からは、奈良県からの権限移譲により町が実施主体となり、未熟児の訪問指導を行うこととしており、引き続き、保健・福祉・医療と連携しながら安心して養育できる環境づくりに努めてまいります。また、引き続き、一般不妊治療や不育治療に係る費用の一部を助成するとともに、ロタウイルス胃腸炎の発生を予防す

るため、当該ワクチン接種費用の一部を助成してまいります。

2点目は、健康づくりについてであります。住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが大切なことから、「第2期斑鳩町健康増進計画」に基づき、健康寿命の延伸をめざし、各種がん検診をはじめ、講演会や健康教育などを実施し、生活習慣病の予防に取り組んでまいります。また、各種検診の受診率の向上をめざし、保健センターサポーターとの協働により、受診率のアップに向けた啓発キャンペーンなどを通して、健康づくりの意識を高めてまいります。

3点目は、環境保全についてであります。次世代によりよい環境を引き継ぐためには、一人ひとりが自分たちで地球環境を守るという意識を持ち、取組みを進める必要があることから、引き続き「環境教室」や「環境井戸端会議」などの啓発事業を実施し、行動を起こす機会を提供してまいります。また、太陽光パネルを設置される世帯に対しまして、設置費用の一部について補助を行い、再生可能エネルギーの有効利用を促進してまいります。

また、昨年10月に奈良県の町村で初めて設立された「斑鳩町地球温暖化対策地域協議会」をはじめ、「環境保全推進委員」や「こどもエコクラブ」など、環境保全活動への取組みに対し、さまざまな支援を行いながら、人材、組織の育成に努めてまいります。

次に、ごみ処理につきましては、焼却施設を持たない町として、脱焼却・脱埋立のゼロ・ウェイストの推進は不可欠であり、あらゆる機会を通じて、ゼロ・ウェイストの考え方を広く住民の皆様、事業者の皆様に周知してまいりますとともに、引き続き、生ごみ分別収集モデル事業の拡充や木くず・草類の分別収集など、バイオマスの利活用を進めてまいります。また、本町が行う各種イベントにおいて、「くりかえし使ってくれてありがとうき（陶器）市」を開催し、陶磁器などのリユース、リサイクルを通じて、物を大切に作る心を育むとともに、不燃ごみの埋立処分量の削減を図ってまいります。

また、廃棄物の運搬効率を高めるため、本年度から整備を進めております可燃ごみ積み替え施設は、新年度中の完成をめざすとともに、昨年3月末をもって廃止いたしました衛生処理場焼却棟の解体撤去につきましては、平成25年度から3か年の計画で撤去工事に執りかかることとしております。

なお、最終処分場、鳩水園などの衛生施設につきましては、周辺住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、適正な管理を行うために必要な補修費を計上するなど、周辺環境の配慮に万全を期してまいります。

次に、第5款農林水産業費であります。新年度は、9,759万8千円を計上しておりま

す。前年度と比較して、1, 307万6千円の減額となっております。

農業につきましては、農地の保全と生産力向上による農業経営の安定化に向けて、農道や農業用水路などの基盤整備を進めるとともに、地元の土地改良区・水利組合などが施工する基盤整備に対して支援を行ってまいります。また、農業水利施設の震災対策といたしまして、国の補助を活用しながら溜池の耐震性の点検調査を実施してまいります。

遊休農地対策といたしましては、解消に向けた実態調査や意向調査、解消に向けた指導を実施しながら、農地の有効利用促進や地域の特性を活かした付加価値の高い農業への取組みを誘導してまいります。生産調整推進対策につきましては、農業者戸別所得補償対策から経営所得安定対策と名称変更いたしますが、米の需給調整を実施しながら、国の助成を受け円滑に実施できるように取り組んでまいります。

また、有害鳥獣駆除対策として、農業者等が実施するイノシシ等被害防止対策事業に対して、その費用の一部を補助し、被害防止及び軽減を図ってまいります。

次に、第6款商工費であります。新年度は、1億1, 729万6千円を計上しております。前年度と比較して、2, 376万4千円の増額となっております。

1点目は、商工業についてであります。景気の低迷が続くなか、商工業者に経営支援サービスの提供活動をしている商工会に対して引き続き財政支援を行うとともに、現在取り組んでいる特産品開発や観光事業開発を具現化するため、商工会や商工会会員による販路拡大や観光商談会への参加、モニターツアーの実施などの商工業や観光の振興につながる取組みを支援してまいります。

2点目は、観光についてであります。本町の歴史ある文化財と商業や農業が融合した観光を創造し、新たな観光客の誘致と滞在型観光への移行を促進することを目的とした「まちなか観光」につきましては、まちあるき観光拠点づくり事業計画を具現化するための歴史的風致維持向上計画に基づき、まちなか再生事業を進めてまいります。また、友好都市や交流都市等で開催されるイベントに参加し、物産販売や観光PRを通じて観光客誘致を図るとともに、引き続き「観月祭」「斑鳩市」などを開催してまいります。

次に、第7款土木費であります。新年度は、8億3, 138万9千円を計上しております。前年度と比較して、8, 259万8千円の減額となっております。

1点目は、風景・景観についてであります。斑鳩の里の地域の特性に応じた良好な景観の形成のため、斑鳩町景観計画の推進を図るとともに、斑鳩三塔周辺など歴史的・文化的資源と田園風景が一体となった地域において景観形成作物のコスモスを栽培し、斑鳩らしい景観

の形成と観光資源としても充実を図ってまいります。

2点目は、道路・交通網についてであります。道路の新設改良につきましては、安全・安心で快適な道路環境の整備に向けて、継続路線を中心に生活道路の新設改良を進めるとともに、町道の適切な維持管理に努めてまいります。また、橋りょう環境の整備として、既存の橋りょうの長寿命化対策に取り組んでまいります。また、道路管理の充実として、本年度に整備するデジタル化した道路台帳に占用物件の情報を反映させ、道路に関する情報の総合的な管理を進め、業務の効率化を図ってまいります。

次に、第8款消防費であります。新年度は、3億3,624万7千円を計上しております。前年度と比較して、1,134万1千円の減額となっております。

1点目は、防災についてであります。災害物資の備蓄につきましては、さらにその拡充を進めるとともに、災害が発生した際に、負傷者の救護が速やかに行えるよう救助用担架の設置を行い、避難所施設の充実を図ってまいります。

また、本年度に策定を予定しておりました本町の地域防災計画につきましては、鋭意策定に向けて努力しておりますが、国・県の防災計画との整合性を図るため、その方針を盛り込み十分な審議が必要なことから、新年度に繰り越して策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目は、消防についてであります。引き続き、西和消防組合との連携をはじめ、住民皆様の生命と財産を守る町消防団の活動の充実を図り、地域における消防力の一層の強化に努めてまいります。

次に、第9款教育費であります。新年度は、8億8,514万6千円を計上しております。前年度と比較して、1,687万1千円の減額となっております。

1点目は、歴史文化についてであります。斑鳩町文化財活用センターにおいては、引き続き、「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」などの展示会を開催してまいります。また、法隆寺ゆかりの都市文化交流といたしまして、住民の参加を募り、小田原市へ赴きまして、戦国から江戸時代にかけての貴重な文化財である「史跡小田原城」などを訪ね、小田原市の歴史や文化についての理解を深めるとともに相互の住民交流の機会を創出してまいります。史跡中宮寺跡につきましては、実施設計を作成するとともに、整備工事に着手してまいります。

2点目は、生涯学習・生涯スポーツについてであります。生涯学習につきましては、青少年期における野外活動体験の必要性に鑑み、町外の野外活動体験施設を利用される青少年の健全育成を目的とする団体に対し、引き続き、支援を行ってまいります。

また、生涯学習の拠点である中央公民館の整備につきましては、引き続き、大規模改修工事を進めるために、新年度には、研修棟の空調設備の改修工事並びに東公民館正面玄関のアプローチ改修工事を予定しております。

町立図書館につきましては、幼児を対象としたブックスタート、絵本の広場などを基盤として、小学校と幼稚園との連携強化を図ってまいります。また、聖徳太子歴史資料室では、法隆寺・聖徳太子に関連する図書資料にとどまらず、人々の生活・文化、写真、映像等の非文字資料、自然・生態などの環境資料までを斑鳩の記憶として情報発信するアーカイブ化事業に取り組んでまいります。

次に、生涯スポーツの充実につきましては、町民体育大会をはじめ、いかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会などを開催し、町民皆様の健康、体力づくりの推進と住民相互の交流活動の向上を図ってまいります。

また、引き続き、スポーツの奨励、普及のため、町体育協会や総合型地域スポーツクラブ「元気クラブいかるが」の活動を支援してまいります。

3点目は、学校教育についてであります。

本町独自の取り組みである30人学級編制につきましては、落ち着いた学級運営やきめ細かな学習を行うことで、子どもたちの基礎学力の習得や豊かな個性の育成が図られております。新年度からは、小学校で1学年拡大し、第5学年まで、中学校では引き続き、第2学年まで30人学級を実施してまいります。また、この30人学級への対応のほか、必要に応じて町費で講師を配置し、特別支援教育や教科指導の充実に努めてまいります。また、新たに小・中学校に学校図書館司書を小学校3校で1名、中学校2校で1名配置することにより、子どもたちへの読書指導など学校図書館の充実を図るとともに、心の教室相談の拡充により、いじめ問題や不登校など児童生徒の相談体制の充実に努めてまいります。

さらに、友好都市の長野県飯島町と本町の中学校の吹奏楽部による交流演奏会をいかるがホールで開催し、交流を深めてまいります。

次に、幼稚園教育につきましては、生きる力の基礎となる、健康な心と身体、他者と親しんで関わる力、言葉で表現する力、そして豊かな創造性などを養う教育を推進してまいります。

次に、学校教育施設の整備につきましては、計画的に耐震補強を進めてまいりましたが、斑鳩東小学校の本館東棟、本館西棟及び体育館の校舎耐震補強及び屋上防水工事につきましては、国の復興予備費活用事業を活用し、新年度予算に繰越しをさせていただき工事を進め

てまいります。これにより、小・中学校の耐震補強工事はすべて終了することとなります。

また、計画的に小・中学校、幼稚園施設の照明器具をLED照明に更新するため、新年度では、照明設備の調査及び更新工事の設計を行うこととしております。

また、各幼稚園のプールを本年度から3か年で改修を進めておりますが、斑鳩東幼稚園に続き、新年度では、斑鳩西幼稚園のプール改修を行ってまいります。

最後に、第11款公債費につきましては、9億6,067万円を計上しております。前年度と比較して、7,006万2千円の減額となっております。

この減額の要因につきましては、平成19年度に生き生きプラザ斑鳩建設事業の際に発行いたしました住民公募債が完済したことによるものであります。

次に、議案第13号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ32億5,650万円を計上しております。前年度と比較して、1億9,650万円、6.4%の増となっております。

国民健康保険制度につきましては、依然として厳しい財政運営を余儀なくされており、国、県のさらなる財政支援のほか、医療保険制度の一本化に向けた国民健康保険の都道府県単位化など、抜本的な対応が求められております。

今後も情報収集に努めるとともに、引き続き、地域医療の安定的な提供に資するため、着実な事務の執行に努め、円滑な運営を心掛けてまいりたいと考えております。

はじめに、歳入予算であります。国保税収入として、7億2,464万円を計上しております。次に、国庫支出金では、療養給付に係る負担金や財政調整交付金などで6億9,656万1千円を、前期高齢者交付金として10億3,818万9千円を計上しております。次に、療養給付費等交付金で、7,763万5千円、県支出金で、1億7,633万4千円、共同事業交付金で、3億2,622万9千円を計上しております。また、繰入金では、事務経費、出産育児一時金及び保険基盤安定などの繰入れとして、2億998万円を計上しております。なお、この繰入金には、引き続き、介護納付金の不足分として、1,984万9千円の支援を含んでおります。

一方、歳出予算では、保険給付費につきましては、前年度と比較して、1億3,836万9千円増の22億6,143万7千円を計上しております。その他主な支出といたしましては、後期高齢者支援金等で4億918万3千円、介護納付金で1億6,318万6千円、共同事業拠出金で3億3,735万2千円を計上しております。また、保健事業費では、特定健康



診査の経費をはじめ、人間ドック受診費用助成金として、2,943万1千円を計上しております。

次に、議案第14号 平成25年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ273万7千円を計上しております。前年度と比較して、32万3千円、10.6%の減となっております。

まず、歳入予算では、前年度からの繰越金273万5千円を計上しております。

一方、歳出予算では、当該財産区の維持管理に要する経費として、14万5千円を計上しております。

また、経費を差し引いた残額259万2千円を予備費として計上しております。

次に、議案第15号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ14億2,110万円を計上しております。前年度と比較して、4,440万円、3.2%の増となっております。

公共下水道の整備では、主要な管渠の整備として、平成23年度から3か年継続事業として取り組んでおります岡本汚水幹線工事、及び平成24年度から2か年継続事業として着手いたしました目安汚水幹線工事のいずれも平成25年度の完成を予定しております。

また、面整備工事では、本年度に引き続き神南5丁目、龍田1丁目、法隆寺西3丁目地内など約5ヘクタールの整備に取り組むとともに、新たに稲葉西1丁目、2丁目地内の整備に着手してまいります。

はじめに、歳入予算では、公共下水道への接続件数を150件見込み、加入負担金で1,500万円、下水道使用料では、前年度と比較して、460万5千円を増額し、9,943万9千円を計上しております。次に、国庫支出金では、前年度と比較して、2,500万円を増額し、4億円を計上しております。次に、一般会計繰入金では、前年度と比較して、3,646万6千円を増額し、4億6,050万8千円、町債では同2,000万円を減額し、4億3,830万円を計上しております。

一方、歳出予算では、公共下水道費で、前年度と比較して、930万円を増額し、9億3,767万6千円を計上しております。次に、流域下水道費では、835万1千円、公債費では、前年度より3,423万円増の4億7,507万3千円を計上しております。

次に、議案第16号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ20億1,690万円を計上しております。前年度と比較して、1億4,850万円、7.9%の増となっております。平成25年度は、第5期介護保険事業計画の中間年となり、引き続き、円滑な運営に鋭意取り組んでまいります。

はじめに、歳入予算では、保険料収入といたしまして、4億5,503万9千円を計上しております。その他地域支援事業を含めた保険給付に係る歳入として、国庫支出金では4億681万9千円、支払基金交付金では5億6,086万6千円、県支出金では2億8,976万8千円をそれぞれ計上しております。次に、一般会計繰入金といたしましては、2億9,771万6千円を計上しております。内訳といたしましては、介護給付費繰入金として2億4,065万9千円、地域支援事業費繰入金として719万6千円、職員給与や事務費等に係る繰入金として4,986万1千円となっております。

一方、歳出予算では、介護保険の給付につきまして、第5期介護保険事業計画及び本年度の実績をもとに、居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス等の費用として19億2,526万8千円を計上しております。介護サービスが必要となれば、介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、引き続き、サービスの安定的な供給及びその質の向上に努めてまいります。また、介護予防の推進につきましては、引き続き要支援者および要介護状態になる前の方に対しまして、寝たきりなど介護が必要な状態にならないよう、心身の衰えを予防・改善するため、福祉課、保健センター、地域包括支援センターが連携して介護予防を推進してまいります。

次に、議案第17号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億2,410万円を計上しております。前年度と比較して、690万円、2.1%の減となっております。後期高齢者医療制度につきましては、国においては、社会保障制度改革国民会議におきまして将来にわたり持続可能な社会保障制度の実現のための検討がはじまり、本年8月までに一定の結論を得ることとなっております。今後も情報収集に努め、適切な対応を進めてまいります。

はじめに、歳入予算であります。後期高齢者医療保険料で、2億6,092万2千円を計上しております。また、繰入金では、広域連合の運営に係る事務経費や保険基盤安定などの繰入金として、6,209万3千円を計上しております。

一方、歳出予算では、歳入予算で受け入れた後期高齢者医療保険料や一般会計から繰り入れた広域連合の運営に係る事務経費、保険料軽減補てん分を広域連合へ納付する後期高齢者

医療広域連合納付金として、3億1,692万9千円を計上しております。

次に、議案第18号 平成25年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

はじめに、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で7億3,979万1千円、前年度と比較して、100万5千円、0.1%の増となっております。

まず、主な収入といたしましては、給水収益で6億9,457万5千円を計上しております。前年度と比較して、444万7千円の減額となっております。また、受託工事収益では、前年度と比較して、600万円を増額し、2,805万円を計上しております。また、水道事業費用では、前年度と比較して、1,359万1千円を減額し、7億1,128万円を計上しております。

次に、主な支出といたしましては、自己水の安定供給を図るため、浄水設備の修繕費で、830万円、県水受水費で2億8,665万円、配水管・給水管破損修繕費等で2,508万9千円、減価償却費・資産減耗費では、1億4,945万7千円、企業債利息では、2,737万3千円を計上しております。このことから、新年度の消費税抜きの損益見込額は、約2,700万9千円の利益を見込んでおります。

続きまして、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で、前年度と比較して、1,694万5千円を減額し、2億3,211万7千円を計上しております。

まず、主な収入といたしましては、企業債で1億9,000万円、工事負担金では、4,211万7千円を計上しております。

また、資本的支出では、前年度と比較して、1,125万円増の4億5,282万3千円を計上しております。

次に、主な支出といたしましては、配水施設整備費では、平成24年度からの継続事業として取り組んでおります北部配水池ドーム更新工事等で1億8,668万6千円を計上しております。また、配水設備改良費で、9,452万5千円、浄水設備改良費では、5,000万円、取水設備費では、900万円、企業債償還金では、1億928万8千円を計上しております。

次に、議案第19号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてであります。

斑鳩町文化振興センターの管理運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者として、管理運営を行っているところであります。これまでの管理運営の実績などを総合的に評価した結果、引き続き、指定管理者として管理運営を行わせることにより、本町の文化振興の拠点施設として、安定

した管理運営ができることから、引き続き、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者として指定するものであります。また、指定期間につきましては、前回と同様の3年間としております。

次に、議案第20号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてであります。

斑鳩町観光自動車駐車場の管理運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在、一般社団法人斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営を行っているところであります。これまでの管理運営の実績などを総合的に評価した結果、斑鳩の里観光案内所の運営と合せた一体的かつ効果的な施設運営が期待できることから、引き続き、一般社団法人斑鳩町観光協会を指定管理者として指定するものであります。また、指定期間につきましては、前回と同様の3年間としております。

次に、議案第21号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

斑鳩の里観光案内所につきましても、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在、一般社団法人斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営を行っているところであります。これまでの管理運営の実績などを総合的に評価した結果、引き続き、指定管理者としての管理運営を行わせることにより、本町の観光振興の拠点施設として、安定した管理運営ができることから、一般社団法人斑鳩町観光協会を指定管理者として指定するものであります。また、指定期間につきましては、前回と同様の3年間としております。

次に、同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてであります。現代表監査委員の辰巳忠次氏の任期が、平成25年3月28日をもって満了となることから、後任として佐伯知輝氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号から同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）から（その7）であります。

現委員の中面達也氏、向平美氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、吉田尚子氏、松本了洋氏及び吉田建四郎氏の任期が、平成25年3月31日をもって満了となることから、引き続き、中面達也氏、向平美氏、岡田義治氏、吉川裕子氏及び吉田尚子氏を選任することについて、また、公募による委員として、藤田斉氏及び松本了洋氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

去る平成24年8月2日、斑鳩町興留8丁目地内の町道425-3号線におきまして、道

路の維持管理上において瑕疵があり、歩行者が歩行中につまずき左足の骨折を負わせたことにつきまして、今回示談が成立し、その損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成24年12月21日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）であります。

本議案は、先の報告第2号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う、損害賠償に係る保険金の受け入れと損害賠償金の支払いであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ88億9,275万4千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成24年12月21日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 平成25年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

平成25年度の斑鳩町文化振興財団の予算は、経常費用で1億5,440万6千円となっております。前年度と比較して、156万円、1.0%の減となっております。

平成25年度の事業計画につきましては、自主文化事業として19事業を計画し、事業費は1,470万円となっております。住民が主体となって事業に参画・出演する住民参加型事業を6事業、地域文化を育成する育成型事業を4事業、質の高い舞台芸術に触れる機会などを提供する芸術文化鑑賞型事業を9事業計画しております。

また、受託事業として2事業を計画しており、事業費は50万円となっております。

次に、斑鳩町文化振興センターの管理及びホール運営では、ホール管理運営事業費として、1億1,188万6千円を計上しております。指定管理料収入として、8,861万5千円、施設使用料収入で2,325万円を見積もっております。また、図書館管理事業費では、1,437万1千円を計上しております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） ここでお諮りいたします。本日提出されています議案について、ただ

今、町長から総括提案説明を受けましたので、日程 29. 同意第 1 号、日程 30. 同意第 2 号、日程 31. 同意第 3 号、日程 32. 同意第 4 号、日程 33. 同意第 5 号、日程 34. 同意第 6 号、日程 35. 同意第 7 号、日程 36. 同意第 8 号、日程 38. 報告第 2 号、日程 39. 報告第 3 号、日程 40. 報告第 4 号を除く、町長提案の 21 議案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、提案説明を省略することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 8. 議案第 1 号 斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

14 番、木澤議員。

○14 番（木澤正男君） 今回、この条例設置については、国のほうで新型インフルエンザ等対策特別措置法というのが制定されたことに伴って、斑鳩町でも今後体制をつくっていくということで設置をされていくものだというふうに認識をしております。

私自身も、これまでに新型インフルエンザの対策については進めていただきたいというふうをお願いをしておりますし、こうした条例設置については必要なものだというふうに認識はしているのですが、ただ、この新型インフルエンザ等対策特別措置法、この上位法であるこの法律が制定される際に国会のほうでいろいろ議論がありまして、そのときにいざインフルエンザが蔓延しますよという緊急事態ですね、そういう緊急事態を国のほうが発令したときに、いろいろな施設の使用とか集会を制限するといった人権の規制につながるのではないかと指摘がいろんな団体からも出てきまして、そうした点については感染防止のために過度に人権が制限されるということになってはいけないというふうに私は感じているんですが、そうした点について町はどんなふうに認識を持っておられるのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 新型インフルエンザは非常に蔓延する、パンデミック状態になってくることがあります。当然、そういうときには集会の規制がなってきます。というのは、その新型インフルエンザが蔓延しますと、一定の地域で、町単位なので数十万人の死亡も想定されております。そうした中で人権か人命かどちらを優先するかとなりましたら、当然、人命を優先した中で町は判断していきたい、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 14 番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 国会でもそうした指摘等、どこまでその制限することに効果があるのかということで、もっともっと深い議論が行われるべきであったところが、数時間の議論で終わってしまって、国民的議論にまで広がっていないという問題が指摘をされています。

厚生委員会でのこの条例の説明なんかもお聞きをしていますと、国のほうでもまだ行動計画が、県のほうがまだ定まっていないということで、今後、県の行動計画策定に伴って斑鳩町のほうでも行動計画を固めますよという説明がございまして、私は、もちろん法律で決まってしまうたら町のほうはそれに従わなければいけないという立場ではあると思いますが、住民の皆さんの人権を規制すると、制限をするというところについては慎重になっていただきたいなど、そうした点については行動計画策定に向けて県のほうともよくよくやはり相談をして対策を行っていただきたいというふうに思います。

この問題については厚生委員会に付託されていますので、その議論も参考にさせていただきたいというふうに思います。

私のほうは以上で終わります。

○議長（嶋田善行君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第1号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9．議案第2号 斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 先ほどの午前中の委員長報告を聞いてまして、ちょっとどうかなと思いつつ聞いていたんですが、ちょっとその時点でよくわからなかったのが、総括質疑をさせていただいて確認をしたいというものが1点ございます。

今までの基準というのは、国が示してきている基準に基づいてこういうふうな道路の構造というものを考えて進めてきていたんだらうと思うんですが、地方分権の中で、前回12月議会でもあえて何ら物事は変わらないけれども、町で条例を策定する必要があるということが出てきた条例がございました。

今回も同じようなものなのかなと思いつつも、ただ、構造や技術的基準を定めるということになっておりますので、それらも含めて何かこの権限委譲に伴ったときに、これまでの構造なり基準なり、改まった点というんですか、何か改正、それらも含めて改正になった点が

あったのかなかったのか、こういうところについてちょっと確認だけさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきましたこの基準につきましては、特別に改正されたという点はございません。

以上でございます。

○議長（嶋田善行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第2号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10．議案第3号 斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11．議案第4号 斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） これもそうなのですが、ちょっと委員長報告を聞いていて、この点については触れられてなかったので、私自身も確認をする意味でこの件でちょっとお尋ねしておきたいんですが。

土地開発公社解散、そしてまた整理した金額が新たに2,200万円というのも積み立てられて、基金はそのまま残るという形になっているんですが、今後、この7億4,400万円というものについての使い方、そしてまた使うときにどういうものであれば使えるのか、使うことができるのか、どういう根拠を持ってこれを維持し、使う手法ですね、そういったものがちょっと私自身わからないので、ここで再度、きちっとこの際ですので確認をさせていただいておきたいなというふうに思っております。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） この土地開発基金は、元々の目的は公共用地の先行取得、それと代



替地の先行取得を目的に設置されておりました。土地開発公社も同じような目的で公有地拡大法ができましたので、いわゆる土地開発公社の場合は金額上限が、総金額、買収金額の上限はありませんでしたので、幾らでも買えていった、借り入れして買えていたと。それがいろいろな問題が発生してきたと。土地開発基金については、積立金の上限がありますので、これ以上は買えませんよとなってきています。

町としてもやはり今後、公共事業はやっていきますので、必要とあれば公共事業の先行取得が必要なときには、この基金を利用して、事業用地をかうていく場合もありますし、もし、代替用地が必要となつてまいります、そういうときにも、これで買っていただけるということになっています。

ただ、今後の事業を将来的に見る中で、もうこれからはそんなに代替地も事業地もいらないよとなつてきたときには、これを原資といたしまして、それでこの基金を今7億数千万円ありますね。例えば、もう4億円ぐらいでええやろうとなつたら3億円を原資にしますわね。この3億円は当然一般財源に入れることもありますし、そのときに余裕があれば財政調整基金に積み立てていくと、こういう性格のものでございますので、ご理解をお願いします。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12．議案第5号 斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13．議案第6号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14．議案第7号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第7号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15．議案第8号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私たち議員のほうにも新年度の予算の概要説明がありましたときに、私にも国の補正予算の動向は見ておくようにということを申し上げておりました。

この補正予算を見させていただくと、25年度予定していた耐震診断など前倒しでできるようになり、さらに箇所、耐震診断をする箇所がふえているということで、早速こういうものを取り入れたのだなというふうには思っているんですが。

ただ、この耐震診断とかメニューというのは、国交省の社会資本整備総合交付金のメニューの1つとして、新たに防災安全交付金、これ仮称ですけれども設けられて、5,497億円制定されまして、その中から斑鳩町としてはその交付金を補正予算でしようということだと思えるんですけれども、この補正予算を見る中で、この新たにできたメニューというのは、この耐震関係だけではないんですよ。防災安全交付金ですから、この中にかなりいろいろなものが含まれておりまして、公共施設の耐震化だけではなくて、住宅建築物の耐震化、防災公園の整備、通学路対策、無電柱化など、こういったものに特化した交付金としてこれだけの金額が用意されたというふうに私も報道で知っておりますけれども、ただ、その耐震化診断のほうで補正予算をとられてるんですけれども、それ以外のところではこれ、なかなか該当するものがとれなかったのかなというふうに思っているんですけれども。

その辺についてはなぜとれなかったのか、国のほうが示してきた基準にどうしてもクリアできなかったのなら、なぜクリアできなかったのか、そういったところが今現状で整理されている部分があれば、ぜひとも教えておいていただいたらというふうに思っております。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今回の平成24年度の国の補正予算の関係でございます。

この補正予算につきましては、今回、質問者がおっしゃいますように、社会資本整備総合交付金の活用のほかに、震災対策農業水利施設整備事業、また、障害者自立支援法等の改正施行円滑化特別支援事業等を含んでおります。この補助金につきましては、全てこの年末か

ら1月等にかけて国が示された交付金と同じでございまして、これにつきまして、町としましてもできるだけ多くの交付金を受けようということで努力してまいりました。

その結果、今回、今申し上げましたそれぞれの交付金、また、補助金等を受けてきたわけでございます。その中で、できるだけ多くの交付を受けたいということで努力をした結果でございまして、全く受けられないような国の基準とかそういったものを見直す中で、受けられるものにつきましてはできるだけ検討をして、多くの交付金を活用したいということでご理解を、交付金を受けたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第8号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程16．議案第9号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第9号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程17．議案第10号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第10号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18．議案第11号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第11号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19．議案第12号 平成25年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第12号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20. 議案第13号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第13号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程21. 議案第14号 平成25年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第14号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程22. 議案第15号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第15号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程23. 議案第16号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第16号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程24. 議案第17号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第17号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程25. 議案第18号 平成25年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第18号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第18号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程26. 議案第19号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第19号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第19号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程27. 議案第20号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第20号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第20号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程28. 議案第21号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第21号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第21号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程29、同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって同意第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

西本総務部長。

○総務部長(西本喜一君) それでは、同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてでございます。

現代表監査委員の辰巳忠次氏の任期が3月28日をもって満了となりますことから、その後任者の選任同意をお願いするものでございます。

なお、その任期は、平成25年3月29日から平成29年3月28日まででございます。

では、議案書を朗読いたします。

同意第1号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺1丁目4番5号

氏 名 佐伯知輝

生年月日 昭和36年10月2日

なお、同氏の経歴につきましては次に添付をいたしておりますが、朗読は省略をさせていただきます。

何とぞよろしくご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。

本案については、質疑討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって同意第1号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程30．同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）、日程31．同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その2）、日程32．同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その3）、日程33．同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その4）、日程34．同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その5）、日程35．同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その6）、日程36．同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その7）、以上7議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号から同意第8号までの7議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっています同意第2号から同意第8号までの7議案については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） それでは、斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて、その1からその7まででございます。

現委員の中面達也氏、向平美氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、吉田尚子氏、松本了洋氏及び吉田建四郎氏の7人全員の任期が平成25年3月1日をもって満了しますことから、委員7人全員の選任につきましてご同意を求めるものでございます。

そのうち、中面達也氏、向平美氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、吉田尚子氏及び後任の委員として再公募されました松本了洋氏の6名におかれましては、引き続き選任をすることについて、また、公募による委員として龍田西4丁目にお住まいの藤田斉氏を新たに選任することについて、議会のご同意を求めるものでございます。

今回の公募委員の選任につきましては、去る1月に定数であります2人についての公募をいたしましたところ、ちょうど2人の応募がございまして、その2人を含めましての選任同意をお願いするものでございます。

それでは、その1から順に説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

同意第2号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部2丁目18番7号

氏 名 中面達也

生年月日 昭和44年2月22日

なお、同氏の経歴は次のページに略歴として添付をいたしておりますが、朗読は省略をさせていただきます。

次に、同意第3号でございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第3号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町小吉田2丁目16番19号

氏 名 向平美

生年月日 昭和13年1月31日

なお、同氏の経歴は次のページに略歴として添付をいたしておりますので、朗読は省略をさせていただきます。

次に、同意第4号でございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第4号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その3）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺北2丁目1番14号

氏 名 岡田義治

生年月日 昭和17年2月5日

なお、同氏の経歴は次のページに略歴として添付をいたしております。朗読は省略をさせ



ていただきます。

続きまして、同意第5号でございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第5号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その4）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理  
条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部1丁目7番26号

氏 名 吉川裕子

生年月日 昭和16年12月8日

なお、同氏の経歴は次のページに略歴として添付をいたしております。朗読は省略をさせ  
ていただきます。

次に、同意第6号についてでございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第6号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その5）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理  
条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺西1丁目7番41号

氏 名 吉田尚子

生年月日 昭和41年3月7日

なお、同氏の経歴は次のページに略歴として添付をいたしております。朗読につきまして  
は省略をさせていただきます。

次に、同意7号でございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第7号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その6）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理  
条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田西4丁目7番14号

氏 名 藤田 齊

生年月日 昭和46年7月11日

なお、同氏の経歴は次のページに略歴として添付をいたしておりますが、朗読は省略をさ  
せていただきます。

なお、藤田齊氏におかれましては、公募による委員として選任の同意をお願いするもので  
ございます。

次に、同意第8号でございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第8号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その7）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理  
条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町高安1丁目6番43号

氏 名 松本了洋

生年月日 昭和18年11月20日

なお、同氏の経歴は次のページに略歴として添付をいたしております。朗読は省略をさせ

ていただきたいと思ひます。

なお、松本氏におかれましても、公募による委員でございまして、先ほど申し上げましたように再応募されたため、引き続き選任の同意をお願いするものでございます。

以上をもって説明とさせていただきますが、同意第2号から同意第8号までご同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。

同意第2号から同意第8号までの7議案については、質疑討論を省略し、一括して原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって同意第2号から同意第8号までの7議案については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程37．陳情第1号 速やかな取り調べの可視化（取り調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書を採択することの請願についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号は、議会運営委員会に付託いたします。

続いて、日程38．報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）と、日程39．報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号、報告第3号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

本案について、理事者の報告を求めます。

藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） それでは、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）と報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）報告をさせていただきます。

まず、報告第2号について説明をさせていただきます。

議案書を朗読させていただきます。

報告第2号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

続いて、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第8号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分手続きについて、別紙のとおり専決処分する。

平成24年12月21日

斑鳩町長 小城利重

続きまして、3枚目の損害賠償の額の決定について、朗読させていただきます。

損害賠償の額の決定について

町道425-3号線の斑鳩町興留8丁目地内で、道路の維持管理上において瑕疵があり、歩行中につまずき左足の骨折という被害を与えたことによる損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 215,068円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町興留8丁目5番8号-102号  
井山明子

この件は、昨年8月2日木曜日でございます。午前8時30分ごろ、興留8丁目地内の町道425-3号線におきまして、道路の一部に陥没があり、井山さんがその箇所につまずいて左足を骨折されたものでございまして、昨年12月21日に示談が成立いたしましたことにより、治療費等といたしまして井山様に215,068円の損害賠償を行うことで同日付で専決処分をさせていただきましたので報告させていただきます。

以上が報告第2号の説明でございます。

よろしくご了承賜りますよう、お願いいたします。

続きまして、報告第3号について説明をさせていただきます。

議案書を朗読させていただきます。

報告第3号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第9号

専決処分書

平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成24年12月21日

斑鳩町長 小城利重

これは、先ほど説明をさせていただきました報告2号 損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたことによる予算の補正でございます。

それでは、補正予算書の5ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5節雑入に総合賠償補償保険金といたしまして21万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、6ページの歳出では、第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第2節補償補填及び賠償金といたしまして新たに21万6,000円を増額補正するものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)

平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ88億9,275万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月21日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）を終わります。

続いて、日程40. 報告第4号 平成25年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） それでは、報告第4号 平成25年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第4号

## 平成25年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

この報告でございますが、昨年の4月から斑鳩町文化振興財団が公益法人に移行をしたため、平成24年度の事業計画及び予算から公益財団法人に合わせた公益法人会計となり、新公益法人会計基準に照らし、昨年度に事業計画や収支予算科目の振り分け等を行い、科目名称等も公益法人会計に合わせた収支予算科目及び事業別区分に変更となったところでございます。

平成25年度の事業計画及び予算につきましては、奈良県の指導のもと、昨年度の事業計画等の予算科目等につきまして改めてご指導をいただき、新公益法人会計基準に合った収支予算科目及び事業別区分となっております。

それでは、まず、事業計画の朗読をさせていただきます。

恐れ入りますが、1ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度の事業計画でございます。

(1)の地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集及び提供事業につきましては、①の公演・文化講座事業としまして22事業を行い、事業費合計は2,694万6,000円となっております。その内訳といたしまして、まず、1つ目の自主文化事業、そのかぎ括弧の中の1つ目、住民参加型事業が、前年度と同様の6事業で、事業費は424万円となっております。

次に、2つ目の育成型事業でございますが、前年度は3事業ございましたけれども、新年度は法隆寺障子絵伝の解説、国宝指定名称、綾本著色聖徳太子絵伝が追加となり、4事業となっております。

また、いかるが文化講座の内訳では、能体験講座の1講座がなくなりましたが、生花、書道、絵手紙の講座でございます一光流一筆画講座及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構の講演活動として活躍をされております講師による日本の宇宙開発の現状と未来講座の2講座が追加となっており、例年より1講座ふえております。

次に、1ページの3つ目の芸術文化鑑賞型事業につきましては、前年度は10事業ございましたが、新年度は1事業少ない9事業で、事業費は699万6,000円となっております。中国琵琶コンサート、HAMORI-BE(はもりべ)コンサート、また、いかるがホール開館1

5周年事業の沖縄の伝統芸能組踊特別鑑賞会の3事業がなくなり、新年度は、夢殿秘仏本尊を尋ねる搭の里吟行及び子ども向け事業のお姉さんと遊ぼう！裸の王様の2事業を追加しております。

以上が自主文化事業であります。これらの事業概要につきましては、次の2ページから4ページにかけて、事業名、開催日、回数、事業趣旨、事業費、収入見込額を記載しておりますので、後ほどご参照をいただければと思います。

次に、2の受託事業でございますが、1ページでございます。1ページの中ほど、2の受託事業では、前年度は5事業でございましたが、新年度は2事業で50万円を上げております。前々年度であります平成23年度と同様、NHK奈良放送局との共催事業2つの受託でございます。昨年度は、斑鳩町から町制65周年記念事業として3つの事業、宝くじまの音楽会、斑鳩シンポジウム、ニューヨーク・シンフォニック・アンサンブル奈良特別公演を受託しておりました。

なお、新年度の2事業の内容につきましては、5ページに記載をしているところでございます。またご参照いただければと思います。

次に、1ページの3番目、友の会事業でございますが、いかるがホール文化事業を促進させるため、友の会を編成し、文化情報の収集、提供を行うものでございます。

平成25年度からは、年会費を1,500円から1,000円に引き下げ、また、入会金を廃止したことにより、さらに多くの方々に情報の発信を行うものでございます。事業費は79万円となっております。

次に、1ページの4番目、共通でございます。

この事業科目は、公益法人会計に合わせた事業別区分で、公益性のある事業の自主文化事業、受託事業、友の会事業の共通の経費で、主に人件費でございます。新年度の事業費として1,095万6,000円となっております。

続きまして、1ページの(2)地域の文化活動拠点の管理・運営に関する事業、①の斑鳩町文化振興センターの管理及び運営事業です。

これは、斑鳩町から指定管理者の指定を受け、斑鳩町文化振興センターホール部分の管理運営を実施するもので、事業費は1億1,188万6,000円で、その財源は指定管理料収入8,861万5,000円と使用料収入が2,325万円となっております。この使用料収入は、公益法人会計により使用料収入を公益目的利用事業分と公益目的外事業分に分けて書かれており、その合算額でございます。



公益法人会計による指定管理料及び使用料収入の内訳としまして、1つ目に公益目的利用に関する施設管理及び施設貸与事業は、いかるがホールを文化福祉活動等の公益目的利用に貸与し、ホールを管理運営するもので、事業費1億556万5,000円となります。また、その下の2番目、公益目的外利用に関する施設の管理及び施設貸与事業は、公益目的に使用されていない施設を収益活動等の公益目的外利用に貸与を行うもので、事業費は632万1,000円となります。

続きまして、②の一番下でございますが、斑鳩町図書館の管理事業であります。

これは、斑鳩町教育委員会と管理委託契約を締結し、斑鳩町文化振興センターの図書館部分の管理を実施するもので、事業費は1,437万1,000円となります。

なお、この費用の算出方法といたしましては、ホール施設全体にかかります管理費のうち、光熱水費、重油代、清掃等を含むホール総合管理委託料あるいは夜間警備委託料、浄化槽保守点検委託料を、文化ホール部門と図書館部門の比率をその占有面積で按分をしております。ホール部分につきましては78%、図書館部門はそれらの経費の22%としております。

以上が、1ページの25年度の事業計画でございます。

続きまして、6ページをご説明させていただきたいと思っております。6ページでございます。

6ページの予算書（正味財産増減計算書ベース）についてでございます。公益財団法人に移行しましたことにより、新公益法人会計基準に基づきまして、正味財産増減計算書ベースの新会計基準により、正味財産増減計算書内訳表を予算で作成するという新制度になっております。このことにより、正味財産増減計算による予算書となっております。

6ページのほうをごらんいただきたいと思います。こちらは、公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計の3つの会計を合算し、法人全体の財産の増減を前年度比較をし、あらわしたものでございます。

平成25年度は新たな財産取得予定はなく、正味財産の期首残高より19備品、減価償却額12万7,000円分の減額となっているところでございます。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思います。存じます。

9ページからの収支予算書でございます。各事業の説明は、後ほどの予算書（正味財産増減計算書ベース）、内訳表等と重複をいたしますので、説明はこのページは省略させていただきまして、今申し上げました予算の内訳でございます。

11ページからの平成25年度予算書（正味財産増減計算書ベース）事業区分別内訳表を作成しておりますので、その内訳表に基づきそれぞれご説明をさせていただきたいと存じます。

す。

恐れ入りますが、11ページ3番のこの事業区分別内訳表をごらんいただきたいと存じます。

この内訳表は、予算書を各会計、公益目的事業会計及び収益事業会計並びに法人会計、そしてその事業別としまして公益目的事業会計の事業別としまして、1つには公1. 公演・文化講座事業、それから公2. ホール管理・貸与事業、そして共通、また、収益事業会計のほうでは、収1. ホール管理・貸与事業及び収2. 図書館管理事業、さらに公1の先ほど申しました公1の公演・文化講座事業で事業区分別、自主文化事業、受託事業、友の会事業、そして共通に区分してあらわしたものでございます。

まず、会計区分でございますけれども、大きく公益目的事業会計、一番上の欄に公益目的事業会計と収益事業会計、法人会計に分かれます。公益目的事業会計とは、いかるがホールの施設機能を活用して、地域住民にすぐれた文化事業を提供し、地域文化を活性化させることを目的とします公1. 公演・文化講座事業と、地域住民の健康増進と文化振興の拠点でありますいかるがホールを効率的かつ良好に維持管理し、文化振興に資するための貸与事業を行います公2. ホール管理・貸与事業の2事業になります。

次に、収益事業等会計は、いかるがホールを効果的に効率的かつ有効に維持管理するために、文化活動等に利用されない空き施設の有効利用としまして、公益目的外の利用貸し出しを行います収1. ホール管理・貸与事業と、いかるがホールと併設をいたします図書館管理を行います収2. の図書館管理事業の2事業になります。

また、法人会計は、財団の庶務にかかる経費となります。

それでは、13ページをごらんいただきたいと思います。11ページの次の13ページをごらんいただきたいと存じます。

予算科目ごとに説明を申しあげたいと思います。

まず、13ページの公益目的事業会計の公1. 公演・文化講座事業でございます。これは、地域住民の皆様に文化事業を提供し、地域文化を活性化させることにより文化振興を行う事業であります。こちらの事業は、自主文化事業、受託事業、友の会事業、共通の4つに分けて説明をさせていただきます。

まず、自主文化事業でございます。

これは、財団で自主公演として開催する事業となります。13ページの1の経常増減の部、(1) 経常収益、科目の事業収益で、施設の自主事業収益では、1, 233万8, 000円

です。これは、年間19事業のチケット販売収入及び講座受講料の合計となります。前年度比較では34万5,000円の増となります。これは、主に新しく法隆寺障子絵伝の解説とお姉さんと遊ぼう！裸の王様の2事業を追加したことによるものでございます。

次に、14ページでございます。14ページの(2)経常費用でございます。

科目の事業費でございますが、予算1,470万円でございます。節の各費用は説明書きのとおりでございます。各事業の内容につきましては、この資料の、先ほども申しましたが2ページから4ページに開催事業の概要として記載をしておりますので、後ほどごらんいただけたらと思います。

続きまして、14ページ中ほどの受託事業です。

これは、斑鳩町から受託を受けて開催する事業になります。(1)経常収益、科目の受託事業収益では、予算額は50万円です。これは、斑鳩町から委託を受けた受託事業を開催するための費用の受け入れでございます。

(2)の経常費用では、科目、事業費では、予算額同じく50万円でございます。各費用は説明書きの記載のとおりでございます。前年度比較では、収益・費用ともに315万円の減となっております。これは、先ほども申しましたが、斑鳩町が町制65周年を迎えましたことから記念事業として開催しました3つの事業がなくなり、従前の事業費となったことでございます。また、各事業の内容につきましては、この資料の5ページに概要として記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしくお願いを申し上げます。

続きまして15ページ、友の会事業です。

(1)経常収益の科目のところの受取会費でございますが、予算額は79万円でございます。これは、友の会の会費の受け取りとなっております。一般会員580名、法人会員70社を見込んでおります。

次に、(2)の経常費用でございます。

事業費は予算額79万円でございます。これは、友の会会員の案内送付やプレゼント等の費用となっております。前年度比較では、収益・費用ともに21万円の減となっております。これは、平成25年度より入会金を廃止したことと、年会費の値下げによるものでございます。

続きまして、同じく15ページの中ほど、共通のところでございます。これは、公演・文化講座事業で共通でかかります収益と支出費用になります。

(1) 経常収益でございますが、科目の受取補助金等で、予算額は1,296万9,000円でございます。これは、斑鳩町からの公1. 公演・文化講座事業に係ります補助金の受け取りでございます。前年度比較では12万2,000円の減となっております。

また、(2)の経常費用でございます。科目の事業費でございますが、予算額1,095万6,000円です。これは、公1. 公演・文化講座事業に係ります人件費となります。前年度比較では32万3,000円の増となります。

次に16ページでございます。

公2. ホール管理・貸与事業でございます。これは、斑鳩町文化振興センターホール部分の管理運営及び文化活動との公益目的使用に係ります施設の貸与事業となります。

(1)の経常収益でございますが、科目の受託事業収益は予算額1億489万円です。これは、斑鳩町から指定管理の指定を受けました斑鳩町文化振興センターの指定管理料収益8,861万5,000円と、公益目的事業による施設使用料収入1,627万5,000円の合計となります。前年度比較では216万8,000円の増となります。これは主に、指定管理料収益の増となります。

(2)の経常費用の科目の事業費でございますが、これは予算額1億556万5,000円でございます。各費用は記載のとおりでございますが、前年度比較では252万9,000円の増額となります。これは主に修繕料の増によるものでございます。

次に17ページ、中ほどの公1、公2 共通のところでございます。

これは、事業等イベント参加者、ホール利用者等、不特定多数の方に対する自動販売機や公衆電話の利益等の収益で、公益目的事業全体に共通するものでございます。

(1)の経常収益、科目の雑収益で、予算額は24万3,000円でございます。前年度比較では3万円の増となっております。

続きまして18ページでございます。18ページの収益事業会計でございます。

収1. ホール管理・貸与事業でございます。収益事業目的の事業は、収益事業等目的での施設利用に係る貸与事業となります。(1)の経常収益ですが、科目、受託事業収益では、予算額697万5,000円です。これは、公益目的外使用による施設利用の使用料収入となります。前年度比較では28万6,000円の減となっております。(2)の経常費用、科目、事業費でございますが、予算額は632万1,000円でございます。これは、公益目的外での施設利用に係る人件費、事業費等を配分計上したものでございます。各費用は記載のとおりでございます。前年度比較では94万円の減となっております。これは主に修繕

料を全額公益会計負担としたことによるものでございます。

次に、収 2. 図書館管理事業でございます。

(1) の経常収益の科目、受託事業収益では、予算額は 1, 437 万 1, 000 円です。これは、斑鳩町立図書館の管理に係ります費用の受け取りであります。これは、ホール全体の光熱水費、重油代、ホール総合管理委託料、夜間警備委託料、浄化槽保守点検・清掃委託料を、占有面積比によりホール部分 78%、図書館部分 22% で按分した額となっております。前年度比較では 23 万 8, 000 円の増となりました。これは主に光熱水費の増に伴う図書館管理受託事業収益の増によるものでございます。

(2) の経常費用の科目、事業費でございますが、受託事業収益費の予算額と同額の 1, 437 万 1, 000 円でございます。各費用は記載のとおりでございます。前年度比較では 23 万 8, 000 円の増となりました。これは主に光熱水費の増によるものでございます。

続きまして 19 ページ、法人会計でございます。

(1) 経常収益、科目の①の基本財産運用益でございますが、予算額は 3 万円でございます。これは、基本財産 1 億円の金融機関への預け入れました受取利息となっております。前年度比較では 1 万円の減となっております。

次に、科目の受取補助金等でございますが、予算額は 117 万 3, 000 円でございます。前年度比較では 18 万 9, 000 円の減となっております。これは、斑鳩町からの財団運営補助金となります。

次に (2) の経常費用でございます。科目は管理費でございます。120 万 3, 000 円となります。前年度比較では 19 万 9, 000 円の減となります。これは主に事業費の減によるものでございます。

以上が、平成 25 年度予算書の事業別事業区分別内訳表の説明でございます。

これで説明を終わらせていただきますが、なお、当報告議案につきましては、去る 2 月 18 日の財団理事会及び 2 月 25 日の財団評議員会におきまして、いずれも承認を得て提出されたものであることをあわせてご報告させていただきます。

以上で、平成 25 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての説明とさせていただきます。

よろしくご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 報告が終わりました。

本案について質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 財団の事業計画についての報告は今、部長が理事会の、通過しているということで、この報告についての質疑は一切ないんですが、ホールを利用されている団体というんですかね、私のことですので、カラオケの2つのグループから、常にいろいろな改善を要求されておまして、この場を借りて理事長にもちょっとお願いしていきたいなど、そのように思います。

実は、六、七年前ですかね、同じようなことで町長に、今設置されているカラオケのバージョンアップというんですか、ボリュームを大きくしてほしい、というのは、カラオケの、一言で言えば通信カラオケということで、みんな練習したり指導を受けたりしておられるんですが、名前を出していくのはおかしいんですが、そのほうがわかりやすいのかなと思いますので、通信カラオケのほうで今、2社ほどがありまして、DAMという会社、それとUGAという会社があります。関西のほうで、特に奈良県のほうではこのDAMが主流で、町の施設、ふれあい交流センターの通信カラオケもDAMを2台入れておられるんですけど。いかるがホールが建設当時、施工者からカラオケのその機械を寄附してもらって、それがUGAだったんですが、そしてその機種によって、機種を購入してしまうということで、後のその通信カラオケ、新曲の増える場合にはまた別の会計で契約する。それとか、それも含めてリースする。大概、斑鳩の近辺のカラオケ屋さんとかはリースでDAMのリースをしておられる。毎月、聞いていただいていますように費用も要ります。

それで、六、七年前にも曲が少ないということで、町長もそれやったら話をしようということで、担当にも話をしてもらって、バージョンアップ、DAMを入れてもらうというほうが、そのほうが使い勝手がいいかということで計画していただいたんですが、そのことを担当が、今、通信カラオケでUGAのほうへ言えば安くバージョンアップしますと、そういうことで曲もふえてますということで、それはそれにこしたことはないなということで。

そして、その後、ちょっとふえているんだろうと思ってあんまり聞かなかったんですが、最近、DAMに入っているその曲が入らないということで、また担当のほうにどうにかしてくれということ言ったら、どうも契約の内容というんですか、機械を買い取っておられる、それは買い取りが可能であればそれはもう十分ですけど、買い取ることによって新曲を増やしてくるのが少ないと。それとか最近、私らカラオケ仲間で、リタイアした人が歌手にデビューというんですか、自分らで、そうしてやっていく人が近辺によばれて、その指導を受けておられるグループも、そこらの先生も、そういう歌がDAMに入ってるからレッスン曲に、

話題曲ですからね、ほん近くの三郷町とか、それから奈良市でみんながよく知っているような人が歌手デビューしている。そしたらその歌をレッスン曲に使おうと、レッスン曲に使って皆さんがそのグループ、2つ、毎月1回ずつ小ホールを借りて発表会ということをやっているんですが、いざ、そのいかるがホールにはその曲がないということで、担当のほうにもいろいろ話をしたんですが、どうもそれではちょっと無理だろうなど、今の買い取りのことで、またいろいろと考えてもいいのかなということ、一回聞いてますが、なかなかそういう利用者の方の思いが通じていかないという状態なんです。

ということで、またひとつ、ちょうど今、六、七年経ちますしね、もう一度考え直すというか、できればDAMでリース、今の毎月にかかっている経費のやはり10倍ぐらいはかかるかなと思いますが、その経費についても、今これを見させてもらったら光熱水費も大分、関電も値上げもしますし、高く予算がされておりますし、今度は庁舎のほうについても電力調達について入札を執行する、新聞によれば庁舎だけの分ですからあまり期待はできないようなことも担当の方もおっしゃってますけど、やはりこの文化ホール、こういう種類のものは、その今のPTSですね、そこらの電力の積算の仕方、経費の計算の仕方によれば、かなり節約できるという実績もあると思いますので、それらも含めていろいろ検討してほしいんです。

そのように思うんですが、いろんなお願いばかりしますが、できれば今の高齢者の方たちのカラオケのグループ、やはり両方で100人近くおられるんだと思います。人数は私は把握してませんが。その人たちのちょっとでも思いを通していただきたいなと思うんですが、そういうことでお願いができるかどうかということも加えて、ご回答をお願いします。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 担当からも小野議員の関係等については十分聞かせていただいて、今、小野議員が申されたように、このDAMを利益にする言うたらやっぱり十数回、いかるがホールの小ホールもやっぱり利用されている関係等については、ナイスとかカラオケ等あると思うんですが、大体月、四、五回ぐらいですから、それから考えますと、担当もここで十数倍のリース料がかかって、出して、これ曲をふやすということについて、なかなか厳しいですということを申しますから、どうしたら安くリースをいけるのか、そこらの関係。節電の関係は、これはもう何ぼ言ったところで限度がありますし、今、小野議員がおっしゃるようにこれ、入札をしても、逆に今、社会はえらい損やということもおっしゃってますように、

いろいろとこれは変化があると思うんです。関電にしても4月からは値上げができない状況もなっているようですし、それ以上にやっぱりこのカラオケの関係等についてはやっぱりまだ当面しばらくはやっぱり考えさせていただきたいと思っております。リース料をやっぱりこれだけ、恐らく今の機械からしますと、リースするとやっぱり100万円ぐらいはかかってくると思いますし、そこらも考えますと、それだけのことが可能であれば、きょうも監査委員がおっしゃっていただいておりますように、やっぱり受益者負担というか、こういうことも考えていかなかったら、これいけませんけれど、できるだけやっぱり経費を節減しながら努力をして、我々としてもできるだけ要望、期待には応えていきたいわけですが、そういう点で当面はひとつ研究をしながら考えさせてほしいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 現在、そのカラオケにかかっている経費というのは、毎月の通信で送ってくる分は、七千何百円です。その前に、その6年前ですかね、その機械を二百何万円の機械を購入されています。もっとも、その二百何万円の支払いをされてなかったと思うんです。相手も必死ですから、思いっきり値段も安くしたというような、買い取りというか。買い取りで7,000円とか8,000円、それが毎月必要で、それがその曲を選んで送ってきてくれる、そういうシステムです。1回、ナイスとかいきいきクラブがお借りしたら、ホールをお借りしてるその費用以外にカラオケ費用として5,000円なんですね。だから、今の段階で見たら、月1回ずつですから2回、だから5,000円、1万円。ほんなら月7,000円しか要らないんですよ。だからそれではね、あってもやはりそのカラオケをやっておられる方はやはり新曲をすることに関して、話題のある新曲を覚えて歌うということによって、やはり脳の活性化も図っておられるし、いろんなところで大会へ出るとかじゃそんなんじゃないかと、やはり自分らが楽しんでおられる。やはり、町内の高齢者の方がそれでそういうホールをお借りして、そしてやっているんだというそういう実態を、町長もやっぱり前からそれはよう見てもうてますしね。だから、もうちょっと工夫してそれをやっていただければなど。そしたらまた、その方たちも楽しんで、それを売りでカラオケをやっていけるんだというんじゃないかと、その方たちが本来楽しみ方としてのカラオケをこちらからやはりフォローするというんですか、そういうことにも考えてもらえればなど、このように思います。

それは、すぐにどうのこうのということは無理だと思いますけれども、常にその生徒さんたちとか指導者の方たちからどうにかならんのかな、ならんかな、と言いながらしておられ



るという実態、それを町長にも、皆さんにも披露しておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号、平成25年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明2日から5日までは休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（ 午後 3時21分 散会 ）